
平成21年度 事業報告書

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

<input type="checkbox"/>	総括的概要	3
<input type="checkbox"/>	事業実施状況	
	1. 平成21年度再商品化業務の実施	10
	2. 再商品化(リサイクル)の実施に伴う個別事項への対応	13
	3. 商工会議所・商工会への業務委託	22
	4. 広報活動の拡充と情報開示	25
	5. 関係機関等との連携、各種説明会の開催	27
	6. 2年余の準備期間を経て、「公益財団法人」に移行	29
	7. 協会業務の改善など	30
<input type="checkbox"/>	会議開催状況	
	1. 理事会	32
	2. 評議員会	36
	3. 監事会	41
	4. 委員会	42
<input type="checkbox"/>	委員会の構成	47
<input type="checkbox"/>	組 織	
	1. 組織図	48
	2. 役員(理事・監事) 評議員の氏名等	49
	3. 委員会委員の氏名等	52
<input type="checkbox"/>	賛助会員名簿	56
	別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」	57
	別紙2「平成22年度再商品化に向けたスケジュール」(平成21年度事業)	58

日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という）は、国が進める公益法人制度改革に対応して平成22年4月1日付で、新法に基づく特例財団法人から公益財団法人に移行した。本報告書は、当協会が特例財団法人であった21年度の事業報告を取りまとめたものである。

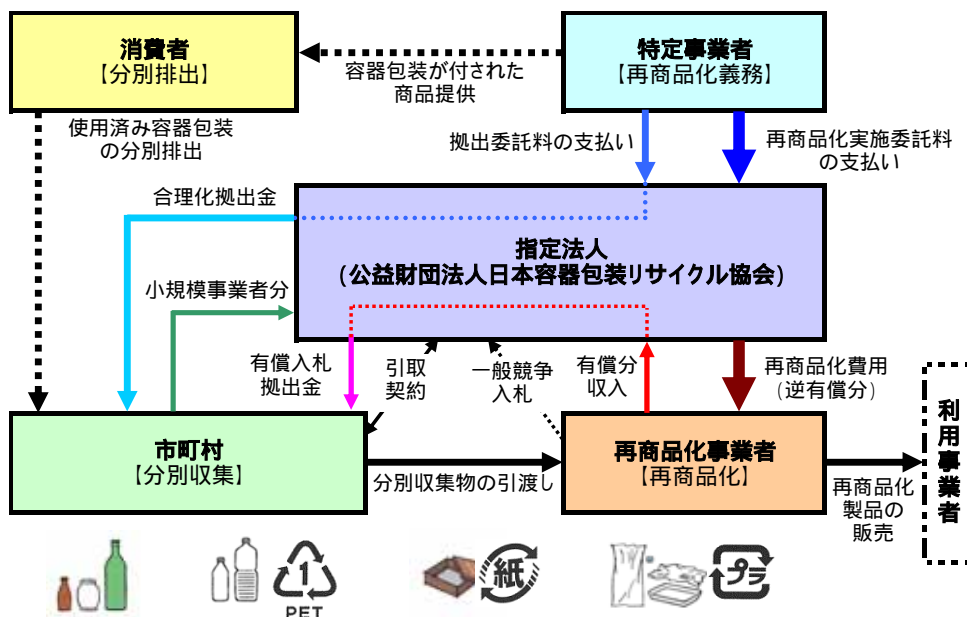
当協会では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」）に基づく指定法人として、同法に規定する「再商品化」業務を行っている。現在、多くの市町村では、容リ法のスキームに沿って、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材（ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチック）毎に分別収集し、基準に合った収集物（＝分別基準適合物）を当協会に引き渡している。当協会では、引き渡された収集物を“再資源化”、あるいは“新たな製品の原料”として利用する等の「再商品化」を行っている。

本報告書では、当協会の業務を一般の方々の理解促進のために、法律で規定する「再商品化」およびそれに関わる用語については、できるだけ馴染みやすい言葉に置き換えている。例えば、「再商品化」については、ほぼ同義語とされている「リサイクル」という言葉で、その多くを説明した。

総括的概要

当協会は平成21年度において、4つの素材で製造・利用および輸入されている容器や包装のリサイクル業務を実施した。また、当協会業務を実施する際には、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を基本としつつ、リサイクル・コストの適正化と一層の低減、危機管理体制の強化等にも力を入れて取り組んだ。以下で、4つの素材に関わる容器包装のリサイクル業務のあらましについて、総括的な整理を行った。

1. 最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネーターとして、72,014の特定事業者からリサイクルを受託



容器包装リサイクルのしくみ

(1) 特定事業者から預かった費用でリサイクルを実施

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者および「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル（＝容リ法では「再商品化」という）の義務を負っている。

しかしながら、現実問題として全国の家から排出される使用済みの「容器」や「包装」を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネーターとして、また、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。平成21年度に、当協会にリサイクルの義務履行を委託した特定事業者（平成22年3月末日現在の申込ベースの実績、過去に遡った申込分は含まない）は、72,014社（20年度は、71,329社）であった。

(2) 分別収集物を保管する全国1,662施設ごとに電子入札でリサイクル業者を選定

当協会では、全国1,583市町村（一部事務組合を含む）と平成21年度業務実施契約（引取契約）を締結した。同市町村が各家庭から排出された使用済み容器包装を分別収集・保管している1,662（20年度1,668）カ所の保管施設ごとに、再商品化事業者（リサイクラーとも言う）からの電子入札（一般競争入札）を受け付け、その落札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者227社（同229社）にリサイクル業務を委託した。



リサイクルを委託する再商品化事業者向け説明会（22年3月、東京・アジュール竹芝）

(3) 再商品化申込みの受付と普及啓発業務を、各地商工会議所・商工会の協力で実施



特定事業者向け説明会・個別相談会
（21年12月、東京商工会議所）

当協会では、政令（H7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、特定事業者からの再商品化（リサイクル）の委託申込みの受付業務および普及啓発活動を行った。

普及啓発活動については、両団体の地域特性に応じた方法で、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、容器包装リ

サイクル制度の普及を推進した。

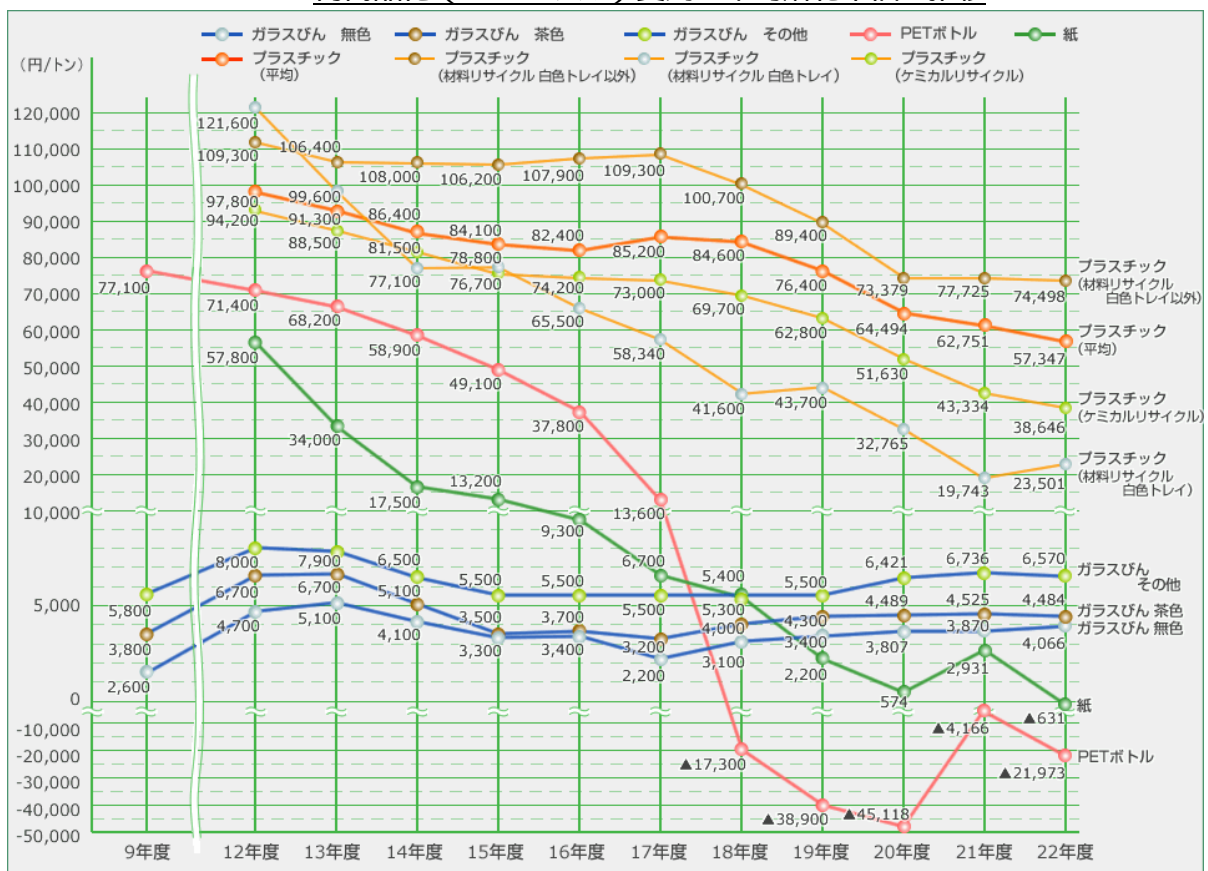
平成21年度は、例年の普及啓発活動に加えて、東京を初めとする主要10都市において関係商工会議所の主催・商工会の協力を得て、特定事業者向けに「容器包装リサイクル制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、本制度の更なる普及浸透に力を注いだ。

2. 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化を追求

(1) プラ製容器包装リサイクルに係る落札単価の高止まり傾向は僅かに是正

当協会では、健全なリサイクルのための社会的コストは、より適正であることが求められるとの基本認識のもとで種々の工夫を重ねている。特に、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関して、平成21年度の再商品化事業者の入札選定に際しては、上限値を21年度は93,000円/トンに設定（20年度は97,000円/トン）、加えて国からの指示により全材料リサイクル事業者ごとの査定処理能力に77%を乗じた量を落札可能量とする等の措置を講じたが、材料リサイクルの落札単価が前年度比約6%アップしたため、平均落札単価（加重平均、21年3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ）は62,751円/トン（20年度は64,494円/トン）と前年度比で2.7%減に留まり、高止まり傾向は僅かな是正となった。

再商品化（リサイクル）費用の平均落札単価の推移



これに加えて、市町村から当協会へのプラスチック製容器包装の引き渡し量が、当初計画量を大きく下回る等の要因もあり、21年度の4素材合計の再商品化委託料支出（再商品化事業者に支払ったリサイクル費用、約410億円）は、当初予算額（約567億円）を大きく下回った。

（2）プラ製容器包装の再商品化に係る平成22年度平均落札単価は、前年度比8.6%ダウン

平成22年度の再商品化事業者の選定に関する入札に当たっては、材料リサイクル手法優先の要件として、21年度と同様に品質基準値の設定や上限値95,000円/ト（21年度は93,000円/ト）の設定等を行うとともに、国の中央環境審議会および産業構造審議会の合同による再商品化手法検討会における中間取りまとめを受けて、優先枠を市町村申込み量の50%とし、同時に、優先枠をA枠・B枠に分け、新たに導入した総合的評価制度に基づく枠配分を実施した。

これにより、21年12月から22年1月にかけて実施した入札の結果、プラ製容器包装の22年度の平均落札単価は57,347円/ト（21年度は62,751円/ト）となり、21年度に比べ8.6%（5,404円/ト）の低下となった。

3. 市町村で、プラ製容器包装分別収集物の品質改善のための“出前講座”を実施

容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装分別収集物の品質改善は、容器包装リサイクル制度を効率的・効果的に機能させるための重要課題の一つとなっている。この



出前講座の風景（22年1月、於・石垣市）

ため、当協会では、分別収集物の引取り・再生処理を委託している再商品化事業者の協力を得て、特に、プラスチック製容器包装の



保管施設のベール

（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包し俵状にしたもの：写真上）の品質調査の厳正な実施と品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

こうした中で、各市町村には分別収集物の品質改善の必要性が理解されつつあるが、当協会では、市町村の取り組みをさらに支援していくための活動として、平成20年度から、プラスチック製容器包装収集物の品質改善等をテーマとした勉強会「出前講座」を実施し、21年度においても、50市町村の担当者を対象に19回（複数の市町村による合同開催あり）、20年度は15市町村の対象者を対象に15回）開催した。

4. 市町村への資金拠出

(1) 改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

平成20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」により、21年9月に初めて市町村および一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出を行った。今回対象となったのは1,408市町村等で、拠出総額は約95億円であった。

本制度は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって低減された成果に応じて資金拠出する仕組みであり、当協会では、容リ法改正の18年度以降、本制度の主旨について継続して周知に努めてきた。21年度においても、その内容について、特定事業者や市町村等の関係者に理解を深めてもらうため、当協会の諸会議での説明、各種広報媒体でのPR等を通じて、関係業界・特定事業者・市町村担当者への周知に努めた。

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出額は約13億円

PETボトル、紙製容器包装およびガラスびんの一部の有償入札（＝再商品化事業者が当協会に金銭を払ってリサイクル業務を受託する場合の入札）に伴う収入については、従来から、主務5省見解に基づいて、消費税相当額を除く全額を、対象市町村等からの引取量および落札単価に応じて拠出（＝寄付）している。平成21年度中の618市町村等への拠出実績は13億746万円（20年度は、738市町村等で48億9千690万円）となった。（注：この支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

なお、21年度の拠出実績が20年度を大きく下回ったのは、20年9月以降の世界的金融不安に端を発した、中国への使用済みPETボトルの一時的な輸出停止などによる大きな市況変動が、21年度入札に大きな影響を及ぼしたためである。

5. 不正・不適正行為の防止策を強化

当協会では、協会内に「危機管理委員会」（常勤理事7名などで構成）および「危機管理コア委員会」（危機事象の緊急対応のため関係する常勤理事などで随時編成）ならびに「拡大危機管理委員会」（常勤理事7名、弁護士、公認会計士等の外部有識者で構成）を設置し、不正防止策を厳格に行うための体制を整備している。平成21年度においても、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を基本とした不正請求事件等の再発防止のための諸方策を実施した。

具体的には、再商品化事業者に関して、入札資格登録段階での厳格な要件審査、再商品化段階での日報・月報等の操業記録の提出指示や現地検査、措置規程の見直しを行う他、必要に応じて再商品化製品の販売先の現地調査等を実施した。また、当協会における体制整備の一環として平成21年5月に設置を公表した“公益通報窓口”が機能し、不正・不適正行為に対する事前防止に大きな効果を発揮した。また、そういった行為が発見された場

合にも、行政および弁護士等関係者との迅速な協議により的確な措置をとることができた。

6. ただ乗り事業者対策を自主的に継続

再商品化（リサイクル）義務のある特定事業者でありながら容器包装のリサイクル義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策は、特定事業者間の公平性を確保するためにも、当協会が、国との連携を密にしながら継続的に取り組んでいる重要な課題である。

当協会では、自主的な取り組みとして（１）国の対策を支援するため再商品化委託申込の“書類送付事業者リスト”と“申込事業者リスト”を主務５省に提出、（２）前年度申込（契約）事業者のうち、当年度未申込事業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請（年４回）、（３）当年度申込（契約）事業者のうち、過年度（12年度～20年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、（４）特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、（５）全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動の実施等、を行った。



事業者向け啓発チラシ

さらに、平成21年度は、前記１－（３）でも説明したように、主要10都市の商工会議所主催で、未契約特定事業者にも広く呼びかけ、「容器制度に関する特定事業者向け説明会および個別相談会」を開催した。さらに、20年10月から行っている協会ホームページへの“委託料金事業者別リスト”（公表同意事業者のみ）の掲載は、引き続き行った。

こうした取り組みによって、21年度は807社（20年度1,626社）から6億2千500万円（同7億9千300万円）の過年度分申込を受付けた。

7. リスク対応のためBCP策定とリスク分析の実施

当協会では、地震などの自然災害や新型インフルエンザの発生・感染拡大等の危機的事

象が生じた場合の、事務局の行動指針や要領等を、地震など自然災害時における事務局行動マニュアル、新型インフルエンザ発生時における事務局行動マニュアルとして作成（平成21年1月）しているが、21年10月には、これに加えて危機的な状況に対応するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、役職員全員への徹底を図った。

リスク分析資料（22年3月）
また、「危機管理規程」（20年1月に制定・施行）に基づき、22年3月に「危機管理委員会」を開催し、危機管理に関する1年間の活動報告や継続案件の状況報告、措置規程の各事業部適用状況、協会におけるリスク分析等について報告・協議し、21年度の危機管理に関する活動を総括した。

8 . 容リ制度の理解促進に向けて「広報活動」と「情報公開」を充実

当協会の広報活動全般について、市町村、消費者など幅広い立場の方々から意見を聴くために「広報懇談会」を開催するとともに、ホームページや会報「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のための活動として、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの協賛・出展などを行った。

また、国の中央環境審議会の「容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会」における中間取りまとめ（平成21年6月）において、当協会に対して消費者向けに提供する情報について、分別収集を住民に呼びかけ日常的に啓発を行っている市町村が利用しやすい形で提供すべきとの指摘があった。当協会では、これを受けて、21年10月に当協会から市町村宛に「容器包装リサイクルに係る情報発信に関する連携・協力のお願ひ」と題した文書を送付し、その中で、当協会が新たに開設したホームページコンテンツ「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの？～」を、各市町村のホームページにリンクを貼るなどの連携や協力を要請し、各市町村の住民への効果的な情報提供に資することとした。



HPコンテンツ「わたしのまちのリサイクル」(21年10月開設)

9 . 2年余の準備期間を経て「公益財団法人」に移行

当協会では、平成20～21年度の両年度の事業計画において、21年度中の公益財団法人への移行を目標に掲げて、公益認定申請に向けた諸準備に取り組んできた。

20年12月1日の新法施行により特例民法財団となった当協会は、同年12月の理事会・評議員会において、制度改革に対応するために理事会・評議員会の“組織再編”の方向性について了解を得たことを皮切りに、21年3月の理事会・評議員会では、組織再編の内容を確定。同年5月には、主務省認可による「最初の評議員選定委員会」において、新法人格移行後の最初の評議員を選定した。さらに、同年10月の理事会・評議員会では、定款変更（最終案）および新法人格に移行した後の役員及び会計監査人を決定し、同月末に公益認定申請の手続を行った。

その結果、22年3月25日、内閣府から当協会に対して公益認定書が交付され、同年4月1日付で特例財団法人である容リ協会を解散し、新たに「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に移行した。

□ 事業実施状況

1. 平成21年度再商品化業務の実施

～最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネーター～

・ 21年度は、72,014の特定事業者から、容器包装のリサイクル義務履行を受託・

当協会は平成21年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容リ法」という)に基づく指定法人として、特定事業者から容器包装のリサイクル義務(=容リ法では「再商品化義務」という)の履行について委託を受け、市町村が収集した分別基準適合物である ガラスびん(無色・茶色・その他の色の3種)、PETボトル、紙製容器包装(除、紙パック・段ボール)、プラスチック製容器包装、のリサイクルを行った。

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者および「容器」を製造している事業者(以下、「特定事業者」という)は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル義務を負っている。しかしながら、現実問題として全国の家から排出される使用済みの容器や包装を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネーターとして、また、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、多くの特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。

<参考1> 主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成21年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価
ガラスびん	無色	4,100円(3,300円)/トン
	茶色	5,500円(4,900円)/トン
	その他の色	9,200円(6,700円)/トン
PETボトル		1,700円(1,800円)/トン
紙		13,300円(15,500円)/トン
プラスチック		65,700円(75,100円)/トン

()内は前年度委託単価

<参考2> 21年度に特定事業者がリサイクルを義務付けられた「再商品化義務総量」

下段()内は前年度の公表値、単位：千トン

特定分別基準適合物	21年度分別収集計画量 (a)	21年度再商品化見込量 (b)	a, bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	21年度再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/100
ガラスびん (無色)	359 (359)	180 (180)	180 (180)	92 (93)	165.60 (167.40)
ガラスびん (茶色)	309 (309)	170 (160)	170 (160)	77 (75)	130.90 (120.00)
ガラスびん (その他)	184 (183)	130 (130)	130 (130)	87 (90)	113.10 (117.00)
PETボトル	312 (303)	384 (370)	312 (303)	100 (100)	312.00 (303.00)
紙製容器包装	153 (146)	356 (356)	153 (146)	94 (96)	32.90 (31.68)
プラスチック製容器包装	858 (804)	1,291 (1,271)	858 (804)	95 (96)	815.10 (771.84)

- (備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務の履行を当協会に委託している。
 2. 紙製容器包装の21年度再商品化義務総量は、(c)の値から、環境省が調査した市町村独自処理分(118千トン)を差し引いた量に、特定事業者責任比率(d)をかけたもの。

(1) 特定事業者からのリサイクルの受託

特定事業者は、当協会にリサイクルの義務履行を委託するため、製造・利用または輸入した「容器」や「包装」の使用量を、自ら記載した帳簿に基づき、当協会指定の再商品化委託申込書に素材ごとに記入し、オンラインまたは各地商工会議所・商工会等を通じて、毎年度、再商品化委託申込手続きを行うことになっている。

21年度は、72,014社(前年度は71,329社)の特定事業者から再商品化(リサイクル)の義務履行を受託した。

<表1> 平成21年度再商品化委託申込み受託状況(特定事業者分)()内は前年度実績

素材	受託社数	受託量(ト)	受託金額(千円)
ガラスびん	3,547 (3,688)	396,018 (377,539)	2,358,309 (1,797,071)
無色	3,020 (3,132)	155,076 (155,078)	635,809 (511,758)
茶色	1,577 (1,639)	133,560 (113,982)	734,579 (558,513)
その他の色	1,260 (1,315)	107,383 (108,477)	987,921 (726,801)
PETボトル	1,353 (1,353)	257,906 (283,417)	438,440 (510,149)
紙	52,902 (52,519)	33,934 (32,064)	451,207 (496,860)
プラスチック	69,976 (69,201)	853,581 (863,547)	56,019,487 (64,764,443)
合計	72,014 (71,329)	1,541,439 (1,556,567)	59,267,443 (67,568,523)

(注) 受託社数には、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っている新聞販売所やコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等も個店(1社)としてカウントしている。また、1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。

(2) 市町村負担分の受託状況(支払ベース)

容器包装のリサイクル義務が免除されている“小規模事業者”(容リ法第2条第11項の四)に係るリサイクル費用は、市町村の負担とされている。このため、当協会では、市町村と小規模事業者分のリサイクル業務の実施契約を締結し、21年度再商品化委託単価に基づき、991市町村(20年度995市町村)から受託し、リサイクルを実施した(表2参照)。

このうち、PETボトルについては、その製造等事業者、利用事業者に“小規模事業者”が存在していないことから、受託量は0トンで、リサイクル費用は発生しない。

しかし、一部の市町村では、PETボトルを押しつぶす減容機を備えておらず、家庭から排出されたPETボトルを収集後、ベール(=圧縮して結束材で梱包し、俵状にしたもの)にできないことから、ボトルのまま(=丸ボトルという)当協会が契約している再商品化事業者に引き渡している。この丸ボトルは、ベールに比べて容積比で約7倍、その運搬費も約7倍かかると言われ、容リ法上、リサイクルの対象となる分別基準適合物ではないが、当協会はリサイクルを推進する観点から、主務省の指導により、当該市町村がその運搬費を負担することを条件に引取りを行い、21年度は、4市町村から54万円(表2)の支払いがあった。

<表2>平成21年度再商品化委託申込受託状況(市町村負担分) ()内は前年度実績

素 材	受託量(ト)	受託金額(千円)
ガラスびん	44,245(42,486)	279,567(215,730)
無色	7,318(6,247)	30,003(20,614)
茶色	24,369(26,491)	134,031(129,806)
その他の色	12,558(9,748)	115,532(65,310)
PETボトル	0(0)	536(570)
紙	1,500(1,051)	19,949(16,294)
プラスチック	23,942(18,812)	1,573,020(1,412,774)
合 計	69,687(56,580)	1,873,071(1,645,368)

(3) 市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,727市町村(平成22年3月31日現在)のうち、91.7%にあたる1,583市町村と21年度業務実施契約(引取契約)を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,662(前年度1,668)カ所の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者227社(同229社)にリサイクル業務を委託した。

21年度に市町村から引き取った使用済み容器包装(ガラスびん、PETボトル、紙およびプラスチック製容器包装)の総量は、ガラスびん333,462トン(前年度比100.4%)、PETボトル188,783トン(同122.8%)、紙製容器包装25,554トン(同95.3%)、プラスチック製容器包装617,151トン(同102.1%)、合計1,164,951トン(同104.3%)であった。

詳細は、別紙、「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある対象市町村総数・保管施設数、契約量・引取実績量・引取達成率、再商品化製品利用状況のとおりである。

(4) 再商品化実施委託料金および再商品化拠出委託料金の精算

平成21年度においては、21年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、20年度の再商品化拠出委託料金の精算も行われる。個々の特定事業者の精算金額は、4素材ごとに次の計算式で算出される。

(再商品化実施委託料金 精算金額)

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成21年度予定実施委託料金}}{\text{平成21年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率 = B / A × 100%

(再商品化拠出委託料金 精算金額)

$$\frac{\text{再商品化拠出委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成20年度予定拠出委託料金}}{\text{平成20年度再商品化予定拠出委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率 = B / A × 100%

以上の計算式により、特定事業者個々の精算金額を算出し、その過不足に応じて次年度の再商品化実施委託料金と加減し精算することになる(平成22年7月の予定)。

素材ごとに見ると、再商品化実施委託料金の精算金額・精算率は、ガラスびんが精算金額約7億100万円、精算率29.7%、紙製容器包装が約4千900万円、10.9%、プラスチック製容器包装が約192億3000万円、34.3%であったものの、PETボトルについては、使用済みPETボトルの大きな市況変動等の影響により、約7億100万円の追徴(精算率はマイナス159.8%)となった。

再商品化拠出委託料金の精算金額・精算率は、PETボトルが精算金額約4千200万円、精算率11.5%、紙製容器包装が約500万円、8.2%、プラスチック製容器包装が約8千100万円、0.9%であった(ガラスびんの拠出委託料はなし)。

2. 再商品化(リサイクル)の実施に伴う個別事項への対応

(1) 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化を追求

プラ製容器包装リサイクルに係る落札単価の高止まり傾向は僅かに是正

当協会では、健全なリサイクルのための社会的コストは、より適正であることが求められるとの基本認識のもとで、種々の工夫を重ねている。特に、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関して、平成21年度の再商品化事業者の入札選定に際しては、上限値を93,000円/トに設定(20年度は97,000円/ト)、加えて国からの指示により全材料リサイクル事業者ごとの査定処理能力に77%を乗じた量を落札可能量とする等の措置を講じたが、材料リサイクルの落札単価が前年度比約6%アップしたため、平均落札単価(加重平均、21年3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ)は62,751円/ト(20年度は64,494円/ト)と前年度比で2.7%減に留まり、高止まり傾向は

僅かな是正となった。(表3・表4参照)。

これに加えて、市町村から当協会へのプラスチック製容器包装の引き渡し量が、当初計画量を大きく下回る等の要因もあり、21年度の4素材合計の再商品化委託料支出(再商品化事業者を支払ったリサイクル費用、約410億円)は、当初予算額(約567億円)を大幅に下回った。

<表3> プラスチック製容器包装のリサイクル手法

リサイクル手法		定義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料 燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス(還元剤) 炭化水素油(化学原料) ガス(発電)
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素および一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料、燃料
固形燃料等 *		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

*緊急避難的、補完的手法として位置づけられている「固形燃料等」の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、実際には使用されていない。

<表4> プラスチック製容器包装のリサイクル手法別落札単価(加重平均)

	落札単価(円/ト)		
	21年度(a)	22年度(b)	対前年度(a-b)
プラスチック製容器包装(白色トレイを除く)	62,814	57,396	-5,418
<リサイクル手法>			
材料リサイクル(白色トレイを除く)	77,725	74,498	-3,227
ケミカルリサイクル	43,334	38,646	-4,688
	61,446	70,372	8,926
	36,939	38,667	1,728
	45,334	38,814	-6,520
	38,930	36,959	-1,971
プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)	62,751	57,347	-5,404
材料リサイクル(白色トレイ)	19,743	23,501	3,758

(備考)1.落札単価は、3月31日の契約時点のもの。

2.白色トレイとは、食品用白色発泡性スチロールトレイのこと。

プラ製容器包装に係る平成22年度落札単価は、前年度比8.6%ダウン

平成22年度の再商品化事業者の選定に関する入札の実施に際しては、材料リサイクル手法優先の要件として、21年度と同様に品質基準値の設定、上限値95,000円/ト(21年度は93,000円/ト)の設定等を行うとともに、国の中央環境審議会および産業構造審

議会の合同による再商品化手法検討会における中間取りまとめを受けて、材料リサイクルの優先枠を市町村申込み量の50%とした。また、この優先枠については、A枠・B枠に分け、新たに導入した総合的評価制度に基づく枠配分を実施した。

材料リサイクル手法の入札においては、優先扱いとなっている事業者のA枠（競争率1.05に設定）では、昨年（80,619円/トン）とほぼ同額の80,701円/トンで落札される一方で、厳しい競争環境が予め公表されていた優先B枠では35,190円/トンとなった。これに対し、非優先材料リサイクルの落札単価は47,547円/トン（21年度は53,355円/トン）と、優先B枠より高かった。これは、B枠の競争率が結果的に7.01倍の高さとなり、非優先枠の競争率1.31倍を大きく上回ったためである。

一方、ケミカルリサイクル手法の全平均落札単価は38,646円/トン（21年度は43,334円/トン）と大幅に低下した。

以上の結果、21年12月から22年1月にかけて実施した入札の結果、プラ製容器包装の22年度の平均落札単価は57,347円/トン（21年度は62,751円/トン）となり、21年度に比べ8.6%（5,404円/トン）の低下となった。また、材料リサイクルシェアは、昨年より若干低い52.3%（21年度56.6%）となったが、その内訳は、優先によるものが49.0%（モデル事業を含むため50%とはなっていない）であった。

なお、白色トレイでは、昨年1円落札を比較的多く実現した1社が参加しなかったことや、PS（ポリスチレン）相場の変化等を背景に、平均落札単価は23,501円/トンと昨年より約3,500円/トン上昇した。ただし、1円入札（落札）は2社において、部分的に実施されている。

（2）市町村収集物の「品質調査」および品質改善アプローチ

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得て、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

ガラスびん

ガラスびんの品質は、過去3年間の調査実績から、「無色」「茶色」については、比較的高い水準にあることから、平成21年度は、「その他色」を中心に品質調査を実施した。調査の実施は6カ所で、そのうち回収・選別方法の改善による残差の減量など、根本的な改善が必要と判断されたところは2カ所であった。

PETボトル

ペール品質向上のための調査件数は875件（前年度は800件）で、その内訳はAランク89.6%、Bランク5.9%、Dランク4.5%であった。

Dランク件数は前年度とほぼ変わらない結果であった。前年度にDランク評価を受けた市町村の中で品質に問題のある21市町村のうち19市町村のペール調査には、当協会からも立ち会った。また、前年度に引き続き21年度もDランクであった13市町村に対しては、市町村担当者と当協会の間で品質改善策の立案を行い、その実行を求めた。

主な改善策は、“市民対策”としての市民への啓発の強化、“収集工程の改善”として混合収集の見直しの検討およびパッカー車の清掃、更に“中間処理施設・工程の改善”

としては、投入工程の改善、手選別工程の導入、汚れ防止・異物除去の強化、選別施設でのキャップ取り外しの強化、圧縮機のメンテナンス強化、選別・圧縮梱包ラインの清掃の強化など。

なお、今年度から新たにDランク判定となった6市町村の担当者に対しては、分別収集・中間処理の現状の聴き取りを行い品質改善策への取り組みを要請した。

紙製容器包装

102保管施設で実施した品質調査では、Aランク94保管施設(92.2%)、Bランク2保管施設(2.0%)、Dランク6保管施設(5.8%)という結果になった。21年度は、Aランク施設の構成比は前年度比微減となった。Bランクの構成比は前年度比同水準となり、Dランク(紙製容器包装以外の段ボールなどの異物混入が主な原因)の構成比が若干上がっている。

平成22年度の品質調査においては、新規契約の市町村が増えたこともあり、当協会が出来る限り品質調査に立ち会い、一層の品質向上に向けて市町村への働きかけを行っていくこととしている。

プラスチック製容器包装

プラ製容器包装のべール品質調査については、平成20年度からスタートした市町村への資金拠出制度に対応しやすくし、品質調査の平等性を高め、本質的な品質改善を図るために、品質調査の実施時期を、第1回目は4月～10月、第2回目は翌年1～3月とするスケジュールに変更した。

21年度の第1回調査における容器包装比率、汚れ・破袋度、禁忌品で、それぞれのA・B・Dランク別調査結果について過去3年間の推移を見ると、容器包装比率および汚れ・破袋度のDランクの比率は年々減少傾向にあるが、禁忌品が混入している比率は依然として40%程度と高いレベルにある。22年1～3月に実施した再調査では、1回目調査でDランクの54保管施設に改善計画の立案と取り組みを事前に依頼し、その確認を行ったところ、2保管施設がDランク(前年度は5保管施設)であった。

なお、22年度入札に先立って、21年度の保管施設別品質調査結果(第1回調査分)を当協会ホームページに掲載し、入札に当たっては、品質レベルも参考データとするよう再商品化事業者の説明した。

また、べール品質改善に取り組む市町村を支援するために、前年度に引き続き、次項(3)の“出前講座”を実施した。

(3) プラスチック製容器包装収集物に関する市町村での“出前講座”の実施

容り法の対象素材の中でも圧倒的なボリュームを占める“プラスチック製容器包装”収集物の品質改善は、リサイクルの質の向上にとって重要な課題である。このため、当協会では、各市町村に対して、プラスチック製容器包装のべール品質の改善に向けた種々のアプローチを行っている。21年度においても、50市町村の担当者を対象に19回(複数の市町村による合同開催あり、20年度は15市町村の対象者を対象に15回)開催した。

<開催内容>

1回の開催時間：2時間30分～3時間

出席者：市町村職員や中間処理施設の関係者

内容：基本知識（「容器」「包装」とは、「分別基準適合物」とは、ペール品質の評価基準、ペール品質の現状）、現場での選別作業状況の確認（実物判定のケーススタディー、現場作業後の質疑応答）、市町村担当者との確認

<表5> 21年度「出前講座」の開催実績

実施市町村等	開催日	参加者	実施市町村等	開催日	参加者
朝霞市	4月28日	20名	千葉県市町村研修会	11月19日	50名
府中市(東京都)	5月15日	25名	名護市	12月9日	20名
東郷町/日進市	5月18日	25名	橋本周辺広域ごみ処理場	1月21日	30名
宇美町・志免町	6月6日	20名	宝塚市	1月25日	30名
江東区	7月7日	30名	石垣市	1月28日	30名
江東区	7月8日	30名	羽島市	2月9日	30名
有田市	7月28日	8名	館林市	2月9日	30名
常総地方広域市町村圏事務組合	9月9日	10名	三重県鈴鹿市(新規)	3月12日	40名
江東区	10月6日	10名	岩国市	3月17日	20名
府中市(広島県)	11月12日	15名			

(4) 再商品化事業者の「登録審査・入札選定」の厳格実施

平成22年度の入札を希望する再商品化事業者を21年7月1日付官報により募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎に関する審査については、債務超過等の財政的問題がある事業者については、必要に応じて中小企業診断士による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん62社、PETボトル52社、紙47社、プラスチック79社）を選定し、再商品化実施契約を締結した。21年度・22年度の登録・落札事業者数の比較は、次のとおりである。

<表6> 平成21・22年度 登録申込・登録・落札事業者数の比較

素 材	登録申込		登録		落札	
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
ガラスびん	79社	72	78社	72	67社	62
PETボトル	65社	70	60社	61	51社	52
紙	71社	72	63社	67	39社	47
プラスチック	112社	108	100社	98	85社	79

- (備考) 1. 18年度以降の入札は、全て電子入札で行っている。
 2. プラスチックにおいては「上限値」を設定し、それを超える入札は無効とした(一部例外を除く)。
 3. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表した(22年4月)。

(5) 業務の適正実施のフォローと現地検査ならびに現地審査

リサイクル業務の適正な実施に当たっては、再商品化事業者に設備稼働状況、製品の販売、市町村からの引取物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関して、当協会の指定様式による日報・月報等の報告書を定期的に提出させた。同時に、当協会との契約に基づく再商品化業務が確実に実施されていることを確認するため、定期報告の記載内容等に関する現地検査を実施するほか、登録審査時にも必要に応じて現地審査を実施した。

素材ごとに行った現地検査の21年度実績は、次のとおり。

<表7> 平成21年度現地検査・現地審査の実績

素 材	現地検査・現地審査の実績(前年度)	
ガラスびん	43社 43施設	(67社 67施設)
PETボトル	30社 32施設	(28社 29施設)
紙	51社 62施設	(52社 63施設)
プラスチック	91社 175施設	(105社 125施設)

(備考) 本表の検査実績には、利用事業者に対する調査などは含まれていない。

(6) 市町村への資金拠出

改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

平成20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」により、21年9月に初めて市町村および一部事務組合(以下、「市町村等」という)への資金拠出を行った。今回対象となったのは1,408市町村等で、拠出総額は約95億円であった。

本制度は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって低減された成果に応じて資金拠出する仕組みであり、当

協会では、容り法改正の18年度以降、本制度の周知に努めてきた。21年度においても、その内容について、特定事業者や市町村等の関係者に理解を深めてもらうため、諸会議・会合での説明、各種広報媒体でのPR等を通じて、関係業界・特定事業者・市町村担当者への周知に努めた。

PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出額は約13億円

平成21年度におけるPETボトルならびに紙製容器包装およびガラスびんの一部の有償入札(=再商品化事業者が当協会に金銭を払って委託するリサイクル業務の受託に係る入札)に伴う収入については、従来から、主務5省見解に基づいて、消費税相当額を除く全額を、市町村等からの引取量および落札単価に応じて拠出(=寄付)している。21年度中の618市町村等への拠出実績は13億746万円(20年度は、738市町村等で48億9千700万円)となった。(注:この支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。)

なお、21年度の拠出実績が20年度を大きく下回ったのは、20年9月以降の世界的金融不安に端を発した、中国への使用済みPETボトルの一時的な輸出停止などによる大きな市況変動が、21年度入札に大きな影響を及ぼした結果によるものである。

(7) 不正防止策など危機管理体制の整備と強化等

危機管理体制の整備と強化

当協会では、協会内に「危機管理委員会」(常勤理事7名などで構成)および「危機管理コア委員会」(危機事象の緊急対応のため関係する常勤理事などで随時編成)ならびに「拡大危機管理委員会」(常勤理事7名、弁護士、公認会計士等の外部有識者で構成)を設置し、不正防止策を厳格に行うための体制を整備している。平成21年度においても、法令遵守(コンプライアンス)の徹底を基本として、不適正行為あるいは不正請求事件等の再発防止のために、次に掲げる方策等を実施した。

- ・ 再商品化事業者の入札資格について、登録段階での厳格な要件審査の実施
- ・ 登録審査、優先判定、上限値設定と入札選定での弁護士等による外部監査の導入(プラスチック製容器包装)
- ・ 再商品化業務に係る日報・月報等の操業記録の提出指示
- ・ 再生処理事業者への現地検査の実施
- ・ 利用事業者への調査の実施
- ・ 再商品化事業者に対する措置規程の厳格適用
- ・ 再商品化製品の販売先の調査

また、当協会における体制整備の一環として21年5月に設置を公表した“公益通報窓口”も機能を発揮し、不正・不適正行為に対する事前防止に大きな効果を上げた。また、そういった行為が発見された場合にも、行政および弁護士等関係者との迅速な協議により的確な対応を行うことができた。

以上のような対応により、不適正行為や不正行為の未然防止に努めつつ、措置規程に

抵触する不適正行為を行った再商品化事業者に対しては、厳格な措置を適宜発動した。こうした措置規程の内容、措置の発動内容については、再商品化事業者向けの各種説明会において、その都度説明を行い、当協会との契約内容あるいは業務規程に定めるルールに則って、リサイクル業務が適正に実施されるよう注意喚起と指導を継続した。

リスク対応のためBCP策定とリスク分析の実施

当協会では、こうした不正防止策の実施はもとより、地震などの自然災害や新型インフルエンザの発生・感染拡大等の危機的事象が生じた場合の、当協会業務の正常化を念頭におき、その際の事務局の行動指針や要領等を、地震など自然災害時における事務局行動マニュアル、新型インフルエンザ発生時における事務局行動マニュアルとして作成（平成21年1月）しているが、21年10月には、これに加えて危機的な状況に対応するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、役職員全員への徹底を図った。

また、「危機管理規程」（20年1月制定・施行）に基づく「危機管理委員会」を、22年3月に開催し、危機管理に関する1年間の活動報告や継続案件の状況報告、措置規定の各事業部適用状況、協会におけるリスク分析等について報告・協議し、21年度の危機管理に関する活動を総括した。

（8）ただ乗り事業者対策への取り組み

国では、容器包装の再商品化義務履行に関して、事業者への立入調査を継続的に行っているが、加えて、改正容り法では罰則の強化（罰金額を50万円以下から100万円以下に引き上げ）が図られるなど、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託料の支払いを行わない事業者、過少申告の事業者、申込・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）対策を強化している。

当協会においても平成21年度は、「ただ乗り事業者」対策の実効性をさらに高めていくために、前年度に引き続き、次に掲げる自主的な取り組みを継続した。

国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、再商品化委託申込に関する“書類送付事業者リスト”（年度初め）および“委託申込事業者リスト”（毎月）を主務省に提出

前年度申込（契約）事業者のうち、当年度申込（契約）を行っていない事業者に対して文書によりリサイクル義務履行を要請（年4回：21年5月、8月、11月、22年2月）
当年度申込（契約）事業者のうち、過年度（12年度～20年度）分の申込等が漏れている3,401事業者に対して、文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請（21年10月）

特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”を当協会ホームページに掲載（13年7月から継続）

全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会を通じて各団体が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施

また、容り法改正論議の中で公表が求められた特定事業者の素材ごとの再商品化委託料金額については、当協会ホームページへの掲載に同意した事業者に限定して、20年10月に

当協会ホームページで公表したが、それ以降、定期的な更新を行って同意事業者情報の公開を、ただ乗り事業者対策の一環としても位置づけて継続している。

さらに、21年度は、別項3-(2)で説明する、主要10都市の商工会議所主催による「容リ制度に関する特定事業者向け説明会および個別相談会」では、未契約特定事業者にも広く呼びかけ、制度への理解を求めると共に、再商品化義務を履行するよう啓発に努めた。

こうした取り組みによって、21年度は807社(20年度1,626社)から6億2千500万円(同7億9千300万円)の過年度分申込を受付けた。

(9) 国が実施する「地域連携モデル事業」への協力

国では、消費者の再商品化に関する理解の増進、地域における連携協同の推進、質の高い分別収集・効率的な再商品化の推進を図るという観点から、一定条件を満たす市町村を対象に、平成20年度から「プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業」を実施している。

この事業は、1市町村につき1指定保管施設・1再商品化事業者、かつ当該指定保管施設から指定法人へのモデル事業に係る分別基準適合物の引渡量は年間5千トンを超えないこと、等が要件となっている。本モデル事業により選定された市のうち、20～21年度の札幌市、横浜市、福井市、三原広域市町村圏事務組合が事業を終了した。21～22年度事業では、以下の市町村および再生処理事業者が取り組んでいる。なお、本モデル事業は、22年度が最終年度となっている。

- ・ 仙台市(材料リサイクル手法) / 新港リサイクル(株) : 5,000トン
- ・ 羽島市(材料リサイクル手法) / 岐阜県清掃事業協同組合(株) : 440トン
- ・ 福山市(ケミカル手法) / JFEプラリソース(株) : 3,589トン
- ・ 北九州市(ケミカル手法) / 新日本製鐵(株) : 5,000トン

(10) 調査・研究活動

中国の再生PET再生処理・同成果物利用産業視察調査

当協会では、使用済みPETボトルの日中貿易に係る現状と課題を、現地視察によって把握するために、平成21年8月26日(水)～9月4日(金)にかけて、中国の使用済みPET再生処理企業、利用企業、関係団体等を訪問し、日本からの輸出の状況と現地での利用実態について聴き取り調査を実施した。また、現地の使用済みプラスチック再生利用企業の関係協会首脳と面談し、日本からの輸入について意見交換を実施した。

< 調査結果のポイント >

- ・ 短繊維を主とする再生繊維製造能力は、全中国で550万トン。用途は、ぬいぐるみの詰め綿、布団綿およびクッション用がほとんど。
- ・ 中国サイドでの日本からのPETボトルの輸入についての認識は、昨今の中国の環境意識の高まりの中で、粗粉碎・未洗浄フレークの中国への輸出は日中両国にとって不利益。
- ・ 中国での使用済みPETベールの輸入解禁の動きがどうなるかは不明。
- ・ 中国の事業者は、次の理由(品質の良さ、納期の短さ)から、日本の使用済

みPETを好んでいる。

プラスチック製容器包装の再商品化スキームに関する調査・研究

当協会では、平成19年6～7月に実施した「欧州におけるプラスチック製容器包装リサイクル状況調査」結果を踏まえ、20年度は、わが国における再商品化スキーム全体の実態を確認するとともに、情報蓄積および課題整理等に関する調査・研究を行った。その結果、先の欧州状況調査から得られたソーティングセンターの考え方やスキームが、わが国におけるプラスチック再商品化が抱える多くの課題を改善できる可能性があると考え、その実態と詳細調査が必要であるとの結論を得た。そのため、21年度は、ドイツ等でのソーティングセンターとその後工程であるプラスチックリサイクルの現場を訪問し、実態調査を実施した。

<調査結果のポイント>

- ・ ソーティングセンターでは、PEやPPの単一樹脂ペールを生産している。
- ・ これらは、再ペレット化され、通常の産業系廃材からの再ペレットと同等の市場で売却している。
- ・ 徹底した合理化（機械化）と大規模化で、上記以外のスチールやアルミ、紙等の売却益とDSD（＝日本の容リ協に該当する組織）からの非常に安価な委託費で採算がとれている。
- ・ ドイツのみならず欧州において広がるソーティングセンター発想は、効率的な業態区分と事業の大規模化をベースにしている。

（11）電話相談による個別対応実績（コールセンター）

当協会では、コールセンター（電話相談窓口）を設置し、特定事業者や再商品化委託申込の受付業務を行っている全国の商工会議所・商工会等からの問い合わせに応じている。平成21年度は、常時4人（11月～22年3月は5人）のスタッフ（専門相談員）を配置して対応した。問い合わせの多くは、再商品化実施委託料金の支払・請求関係、再商品化委託申込書の記入方法・手続き、対象容器包装の具体的な判断、過年度分の再商品化委託申込方法などの事務的な照会である。なお、ただ乗り事業者対策や法律内容等に関する意見や苦情等も一部寄せられており、当協会の業務改善にもつなげるように迅速な対応を行った。

なお、コールセンターによる21年度の個別対応件数は、特定事業者関係8,183件（前年度9,200件）、商工会議所・商工会関係741件（同977件）、その他1,209件（同775件）、計10,133件（同10,952件）であった。なお、21年度においては、コールセンターに蓄積されていく個別照会データと対応記録を、業務改善のための貴重なノウハウとして有効活用していくために、業務処理システムの改善を行った。

3. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、容器包装リサイクル制度を、全国各地にあまねく浸透させ、大企業のみならず中小企業にも広くリサイクル義務の履行を求めていくことが公平公正な制度運営のためには必要不可欠だとして、従来から、全国主要都市（平成22年4月1日現在で515カ

所)に拠点を置く日本商工会議所(日商)と主に全国の町村部(22年4月1日現在で1,747カ所)に拠点を置く全国商工会連合会(全国連)に、それぞれの全国ネットワークの中で、特定事業者からの再商品化委託申込の受付業務および普及啓発業務を委託した。

(1) 特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の平成21年度における特定事業者からの「再商品化委託申込件数(契約ベース)・金額」は、合計で23,214件(前年度23,848件)・592億6千700万円(同675億5千700万円)となっている(表8参照)。

申込方法は、全国の商工会議所・商工会経由によるオンライン申込と、特定事業者自身によるオンライン申込を原則としている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後(6月末日以降)に、OPC(=協会オペレーションセンター)に申込みを行ってくる特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込の件数を前年度と比較すると、20年度5,556件(利用率23.3%)に対して、21年度は7,092件(同30.55%)と伸びている。

OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム(REINS)操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込書類の入力などの事務処理を行うために設置した組織。

<表8> 平成21年度再商品化委託申込件数(契約ベース)・金額

全体 (合計)		件数	金額
		23,214件(100.00%)	59,267,443,729円(100.00%)
申込 内 訳	商工会議所	10,688件(46.04%)	22,772,166,924円(38.42%)
	商工会	4,207件(18.12%)	2,909,957,887円(4.91%)
	特定事業者から直接	7,092件(30.55%)	30,200,839,600円(50.96%)
	OPC	1,227件(5.29%)	3,384,479,318円(5.71%)

(備考) 1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等が、一括代理人契約で本部一括申し込みとしている場合には、本部(1法人)を1件とカウントしている(=個店を1件とカウントしていない)

2. 内訳のうち、OPC(協会オペレーションセンター)の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切(6月末日)後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。

3. 本表の実績は、22年4月7日現在の年度締め時点での数値。

(2) 各地での普及啓発活動への取り組み

商工会議所および商工会では、当協会からの委託業務の一環として、それぞれの広報ツールである機関誌(紙)やホームページなどでの情報発信を始め、両団体の全国的なネットワークを通じて、容器包装リサイクルや環境問題に関する普及啓発等を実施した。

例えば、全国各地における特定事業者への説明会、諸会合・講習会等での説明、相談窓口での個別事業者への啓発、施設見学会の実施、会報やホームページを通じた関連情報の発信など、組織や地域特性に応じた方法で、年間を通じて普及啓発に取り組んだ。また、全国的な広がりを見せる3R(リデュース、リユース、リサイクル)の運動やレジ袋の削減に係る様々な活動が、地域総合経済団体である両団体の普及啓発活動の一環としても展

開される等、大都市・中小都市、市町村の規模を問わず、ごみ減量化や省資源等の啓発活動が推進された。とりわけ21年度は、東京を初めとする主要10都市において関係商工会議所の主催・商工会の協力で主務5省の協力も得ながら、特定事業者向けの「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に改めて力を入れた。この活動は、22年度以降も継続する。

<表9> 21年度容器包装リサイクル制度に関する事業者説明会開催実績（日付順）

商工会議所	開催日	参加者数	商工会議所	開催日	参加者数
神戸	12月17日	35名	札幌	1月15日	30名
名古屋	12月18日	176名	広島	1月20日	37名
東京	12月21日	161名	東大阪	1月28日	35名
大阪	12月22日	80名	那覇	1月29日	50名
福岡	1月12日	34名	横浜	2月17日	59名
合 計					697名

（備考）1．参加者のうち未登録事業者（特定事業者コードなし）は、約3割。

2．個別相談会での主な相談（質問）内容

- ・ 自社は特定事業者に該当するか（特定事業者の判断）
- ・ 該当する容器・包装の具体例（自社製品が該当するか否か）
- ・ 再商品化実施委託料と拠出委託料の違い（市町村への資金拠出制度）
- ・ 委託・受託の関係（誰が特定事業者として義務を負うのか）
- ・ 帳簿への記載方法（記載項目・様式例）

（3）担当者研修会の開催

各地商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込の契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要および当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法（パソコン入力操作）、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

<商工会議所関係>

（ア）開催時期：21年7月1日（水）～3日（金）

および6日（月）～7日（火）（1泊2日で計3回開催）

（イ）出席者数：185商工会議所・189名

（ウ）開催場所：商工会議所福利研修センター（カリアック）（浜松市）

<商工会関係>

（ア）開催時期：21年8月～9月の期間（3ブロックで計4回開催）

（イ）出席者数：196商工会（連合会）・209名

（ウ）開催場所：全国商工会連合会会議室（東京都港区）ほか

4．広報活動の拡充と情報開示

(1) 広報懇談会で、幅広い意見交換

当協会の「広報懇談会」では、外部の有識者や行政関係者から広報活動全般について幅広く意見を聴いた。平成21年度は、9月9日に第1回会合を開催し、当面の活動計画（特に、分別排出に協力していただいている消費者にリサイクルのゆくえをわかっているようなホームページ新規コンテンツの作成など）読者アンケート結果の分析、新規パンフレット等について意見交換を行った。また、翌22年3月の第2回会合では、1年間の広報活動を総括するとともに、プラリサイクルの新規パンフレットや協会ホームページ、エコプロダクツ2009、市町村との連携等の結果報告を行うとともに、22年度に向けた計画として、映像ツールの作成、主体間の一層の連携等の報告を行い活発な意見交換が行われた。なお、本懇談会は22年度には発展的に解消し、新たに「広報専門委員会」としてスタートする。

(2) 協会ホームページでリサイクル製品の利用情報の提供

当協会の情報発信ツールとして重要な役割を担っているのが、協会ホームページ (<http://www.jcpra.or.jp/>)である。当協会が、特定事業者、再商品化事業者との電子契約や市町村等への情報提供にインターネットを活用するなど実務的ツールとしても浸透しているが、容器包装リサイクルに関する情報発信総合サイトとしても浸透し、協会ホームページへの来訪者数は、毎年、飛躍的に増加している。16年度51万人、17年度86万人であったのに対し、平成18年度110万人、19年度107万人、20年度113万人、21年度119万人と、18年度を境にして常に100万人以上の方々が来訪している。

また、国の中央環境審議会の「容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会」における中間とりまとめ(21年6月)において、当協会に対して消費者向けに提供する情報について、分別収集を住民に呼びかけ日常的に啓発を行っている市町村が利用しやすい形で提供すべきとの指摘があった。当協会では、これを受けて、21年10月に当協会から市町村宛に「容器包装リサイクルに係る情報発信に関する連携・協力のお願い」と題した文書を送付し、その中で、当協会が新たに開設したホームページコンテンツ「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの?～」を、各市町村のホームページにリンクを貼るなどの連携や協力を要請し、各市町村の住民への効果的な情報提供に資することとした。

(3) 会報『協会ニュース』の充実とプラ新規パンフの作成

当協会の会報『日本容器包装リサイクル協会ニュース』は、平成21年度も例年どおり4回(No.45～No.48)発行した(A4判、4色、16～20ページ)。21年度の協会事業計画、20年度の再商品化事業・決算報告、「容リ法」講座、市町村拠出金制度の解説、さらには22年度の再商品化委託申込の案内など、時期に応じて必要な情報の提供と読みやすい誌面づくりに努めた。

協会ニュースは、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会、当協

役員など関係者、行政機関等、消費者関連団体、教育関係者、メディアなどに幅広く定期的に配布するとともに、種々の説明会の際にも活用した。また、ホームページとの相乗効果を高める情報発信にも努めた。

また、21年度は一般消費者向けの新規パンフレットとして、元プラを探せ、プラの七不思議、の2種を作成した。当協会が作成する種々の一般向けパンフレットは、毎年継続して多くの地方自治体、事業者、国の出先機関などから利用されているが、今回作成した2種のパンフレットも、前者については111自治体・団体等から約42,800部の利用申込みがあり、また、後者については117自治体・団体等から約42,300部の利用申込みがあった。

(4) 講演会等への講師派遣、展示会等への協賛等

当協会では平成21年度においても、地方自治体、事業者団体、消費者団体等との連携を密にして、それぞれが主催する諸会合に、年間で約50回程度、当協会役職員を講師として派遣し、容り法に基づく主要事項や当協会業務について説明を行ったほか、各種団体からの協賛依頼に対しても積極的に応じた。また、新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容り法に基づく諸施策や当協会が行う再商品化事業の目的や具体的内容等についての周知・PRに努めた。

<表10> 協賛実績

日時・場所	行事名	主催者	内容	
21年5月20日～23日 (於：ｲﾝﾃｯｸｽ大阪)	A-JPACK2009 OSAKA	(株)日報アイ・ビー	展示会・セミナー	協賛
21年5月26日～29日 (於：東京ｲﾝﾃｯｸｽ)	2009NEW環境展	(株)日報アイ・ビー	展示会・セミナー	協賛
21年9月18日 (於：世界貿易センタービル3F)	共に創る3R新時代 フォーラム	NPO法人 持続可能な社会をつくる元気社	3Rの社会システムを考え、あるべき姿を考える場をつくる	協賛
21年9月上旬～11月6日 (於：ｽﾄﾘｰﾄﾞ ﾏﾞﾙﾝ ﾏﾞﾙﾝ 徳島)	第8回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	(社)全国産業廃棄物連合会、 (財)日本産業廃棄物処理振興センター、 (財)産業廃棄物処理事業振興財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民などが参加	協賛
21年10月20日～23日 (於：東京ｲﾝﾃｯｸｽ)	2009国際包装機械展 (ｼﾞﾊﾟﾝﾊﾟｯｸ2009)	(社)日本包装工業会	国内外の包装機械、包装資材など新製品を展示公開、業界の発展に資する	協賛
21年度(通年)	-	3R推進団体連絡会 (公共広告機構を通じた3R啓発事業)	21年度クリエイティブ制作費の一部を資金協賛	協賛

5. 関係機関等との連携、各種説明会の開催

(1) 関係機関との連携

容器包装リサイクル制度を円滑に推進するため、主務5省および清掃事業において全人口の約8割強の市町村の声を集約する(社)全国都市清掃会議との情報連絡会議を、毎月1回のペースで開催し、ガラスびん・PETボトル・紙およびプラスチック製容器包装のリサイクル業務の進捗状況等の報告、当面の課題等について情報交換・協議等を行った。

また、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関する課題について、適宜、情報交換を行った。

(2) 各種説明会の開催

平成22年度登録希望事業者に対する説明会

22年度の容器包装リサイクルに関する再生処理事業者の事業者登録申請に係る連絡は、7月1日付官報と協会ホームページ等で行い、同月中旬には分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、各素材を巡るリサイクル事情、登録申請にあたっての厳格な審査要件や留意事項、書類記入方法等を広範囲にわたり説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者(社)数
ガラスびん	21年7月15日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	72名(61社)
PETボトル	21年7月16日 13:30~15:30	東海大学校友会館 「望星の間」 (霞ヶ関ビル35階)	116名(76社)
紙	21年7月15日 13:30~15:30	東海大学校友会館 「富士の間」 (霞ヶ関ビル35階)	61名(55社)
プラスチック	21年7月17日 13:30~15:30	ホテルALシティ田町 「鸞鳳の間」	198名(112社)

平成22年度の容器包装リサイクルの実施に関する市町村説明会

当協会の平成22年度事業の実施に向けて、当協会と業務実施契約書(覚え書き)を締結予定の市町村等およびそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会を、全国5ブロック(札幌、仙台、東京、大阪および福岡)に分け、次のとおり開催した。この説明会では、「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化の概要」「再商品化業務フロー」および「業務実施契約書(見本)」等に基づき、22年度における分別基準適合物の引渡しに関する具体的業務手順について説明するとともに、PETボトルにおいては、当協会への引渡し量の増大を、また、プラスチック製容器包装においては、ベール品質改善の取り組みと引渡し申込量の精度向上を強く要請し、併せて22年度から実施する市町村

による再生処理事業者への現地確認制度について説明した。

また、ホームページ上に新規に作成したコンテンツ「わたしのまちのリサイクル」を紹介しつつ、相互リンクを要請するなど市民に向けた啓発に連携して取り組むよう依頼した。

地 区	日 時	場 所	出席者数(市町村・一部事務組合数)
北海道	21年11月6日 13:30～15:30	札幌全日空ホテル(札幌)	67名(66市町村等)
東 北	21年11月13日 13:30～15:30	ホテルメトロポリタン仙台(仙台)	50名(49市町村等)
関 東	21年11月5日 13:30～15:30	ホテルJALシティ田町(東京)	237名(221市町村等)
関 西	21年11月10日 13:30～15:30	チサンホテル新大阪(大阪)	180名(166市町村等)
九 州	21年11月11日 13:30～15:30	博多都ホテル(福岡)	94名(89市町村等)

平成22年度容器包装リサイクル業務に関する入札説明会

平成22年度の登録再生処理事業者および運搬事業者を対象に、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示し、22年度のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装およびプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法および選定結果の連絡方法、実施契約書、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者(社)数
ガラスびん	21年12月17日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「曙の間」	69名(57社)
PETボトル	21年12月18日 13:30～15:30	東海大学校友会館 「望星」(霞ヶ関ビル)	107名(66社)
紙	21年12月17日 13:30～15:30	東海大学校友会館 「富士」(霞ヶ関ビル)	51名(48社)
プラスチック	21年12月17日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	175名(96社)

平成22年度の契約事業者の業務手続に関する説明会

平成22年度の契約予定再生処理事業者および運搬事業者を対象に、業務手続に関する説明会を、次のとおり開催した。この説明会では、市町村の分別収集物の引き渡し方法、業務手続および業務フロー、オンラインによる引取り実績報告、実施契約の締結、

法令遵守等を説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者（社）数
ガラスびん	22年3月18日 13：30～15：30	アジュール竹芝 「曙の間」	59名（53社）
P E T ボトル	22年3月19日 13：30～15：30	アジュール竹芝 「曙の間」	81名（52社）
紙	22年3月18日 13：30～15：30	アジュール竹芝 「白鳳の間」	45名（42社）
プラスチック	22年3月23日 13：30～15：30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	133名（76社）

6．2年余の準備期間を経て、「公益財団法人」に移行

当協会では、平成20～21年度の両年度の事業計画において、22年3月末日迄の公益財団法人への移行認定を目標に掲げて諸準備に取り組んできた。

当協会では、新しい公益法人制度がスタートした20年12月の理事会・評議員会において、制度改革に対応するための理事会・評議員会の“組織再編”の方向性について了解を得たことを皮切りに、21年10月末に公益認定申請の手続を行う迄の間、必要な準備を粛々と行ってきた。その結果、22年3月25日、内閣府から当協会の公益財団法人としての公益認定を証する書面が交付され、同年4月1日付で「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」への移行を完了した。

以下は、当協会が、22年4月1日付けで公益財団法人に移行手続を完了する迄の、主な経過を整理したものである。

<19年>

12月 当協会の理事会・評議員会において、平成20年12月1日の公益法人改革関連3法の施行に向けて、公益財団法人への移行を20年度事業計画に明記・決定（20年3月の理事会・評議員会においても同様の確認）

<20年>

1月～11月 情報収集・諸規程の徹底整備および主務五省との定例打ち合わせの実施
(21年11月まで継続)

12月1日 新しい公益法人制度がスタート

12月 当協会の理事会・評議員会において、認定申請に向けた「作業工程表」の説明、当協会の公益財団法人移行後の機関設計の方向性について了承等

<21年>

3月 当協会の理事会・評議員会において、最初の評議員の選定委員会の委員承認、諸規程の追加整備等

5月 主務5省認可による「最初の評議員選定委員会」で、最初の評議員を選定

6月 当協会の理事会・評議員会において、定款変更（原案）承認、公益認定申請時期

- の確認等。以後、10月迄の間は認定申請に要する書類整備等
- 10月 当協会の理事会・評議員会を臨時開催し、定款変更(案)および最初の役員(案)等を承認、月末には公益認定申請手続(電子申請)
- 12月 当協会の理事会・評議員会において、次年度の収支予算書(案)、事業計画書(案)を承認(これらは、新法人移行後に新法人の予算書であり計画書となる)

<22年>

- 3月25日 内閣府から認定書交付
- 3月26日 当協会の理事会において、認定書交付を受けて4月1日付で公益財団に移行手続を行う旨説明
- 4月1日 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への移行手続を完了

7. 協会業務の改善など

(1) 事務局の業務効率化と3R推進

平成21年度に当協会では、事務局業務の効率化と事務局内における3R推進の2つの観点からの協会業務の改善に向けた取り組みを行った。

事務局における3R推進

当協会では21年度、“紙使用量の削減”に焦点をあて、特定事業者など関係先への送付文書の見直し、会議資料の見直し等を行った。

とりわけ、例年11月から12月にかけて全国の特定事業者宛に送付している“次年度再商品化委託申込に係る関係書類”はその量も膨大であることから、発送資料の内容を大幅に見直した。従来、紙ベースで申し込んでいる事業者には申込書類をフルセットで送付したが、オンライン申込みに切り替えた事業者には必要最低限の書類送付に止めた。更に、再商品化委託契約が未申し込みと推測される事業者宛には、申込書類一式の送付は取りやめ、まずは該当するか否かを確認・返信する形のアンケート用紙の送付に変える等の工夫を重ねた。こうした工夫の結果、関係書類の印刷に関わる紙使用量は大幅に削減()され、また、これに伴う経費節減効果も大きく、郵券代金にいたっては前年度比で1千万円を超える節減となった。

紙使用量の大幅な削減と、それによるCO₂削減効果(試算)

特定事業者向けの発送物など紙使用量は、20年度が概算で590万枚であったのに対して、21年度は、概算ではあるが、前年度比45.7%減の320万枚となっている。この紙使用量の削減を、CO₂排出量の削減効果で置き換えると(試算)20年度は約57,480kgであったものが、21年度は32,322kgのCO₂の排出量削減(43.7%減)という結果を示している。

契約事務のオンライン化の一層の推進

当協会では、契約事務の一層の高度化のため“オンライン”を利用した事務手続(シ

ステム名：REINS)の普及に努めている。平成21年度の利用率は、再商品化事業者は、電子入札制度との関係で100%となっている。特定事業者においても、前年度の23.3%から30.6%に伸び、また、市町村においても前年度の79.7%から81.1%に伸びる等、いずれの利用率も前年度を上回る状況となっている。

(2) 平成22年度の再商品化業務に向けた入札選定など準備作業

平成21年度再商品化業務と並行して、22年度の再商品化業務の実施に向けた準備作業を、別紙「平成22年度再商品化に向けたスケジュール」に記載のとおり実施した。

(3) 賛助会員制度は、平成21年度で廃止

当協会の目的に賛同し、普及啓発関連事業を中心に賛助会費の負担をお願いしている賛助会員は、平成22年3月31日現在で14社(別添「賛助会員名簿」参照)であった。

なお、賛助会員制度については、21年6月の理事会・評議員会において、所期の目的を達成しその役割を終えたとの判断から、22年3月末日をもって廃止することが決定された。

□ 会議開催状況

1. 理事会

(1) 平成21年度第1回理事会

日時：平成21年6月19日(金)10時～11時

場所：東海大学校友会館「富士の間」(霞ヶ関ビル35階)

出席者：45名(委任状出席を含む)

議事：

<審議事項>

理事長及び副理事長の選任について

佐々木理事長(議長)より一身上の都合により、本日をもって理事長職を辞する旨の説明があった後、当協会の慣行に従い、後任理事長の候補者(案)の提示など、その取り扱いを議長に一任いただきたい旨を説明し、出席者に諮り了承を得た。その後、議長の指示により事務局から当協会の新理事長に副理事長の山本和夫氏を選任したい旨を説明した。また、山本副理事長の理事長就任による後任の副理事長については、当協会専務理事の石井節氏を選任したい旨を説明し、併せて議長より出席者に諮ったところ、異議なく選任された。

定款変更(原案)について

公益財団法人移行後の賛助会員制度の廃止について

議長の指示により、～ はいずれも公益法人制度改革関連であるため、事務局から一括して説明した。

これら2つの事項は、当協会が公益財団法人への移行認定に向けて検討を行っているものであり、今般、定款変更(原案)並びに21年度末をもって賛助会員制度を廃止することについて、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。なお、定款変更(案)については、公益財団法人移行後の役員等の案と併せて、10月開催予定の「臨時理事会」で改めて審議することとなった。

定款変更に伴う「評議員会運営規程」及び「理事会運営規程」の制定(案)について

議長の指示により、事務局から「評議員会」及び「理事会」の運営の詳細は、定款には盛り込まず「評議員会運営規程」と「理事会運営規程」を別に定めて運営することを説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

評議員の交代について

平成20年度事業報告書(案)について

平成20年度収支計算書(案)及び財務諸表(案)について

議長の指示により、とは関連があるため、事務局から一括して説明した後、引き続き平成20年度事業報告書(案)、同収支計算書(案)、同財務諸表(案)について、資料に基づき説明を行った。この後、片山監事から「会計および業務監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より本案を議場に諮ったところ、異議なく承認された。

総務企画委員会への委任事項について

再商品化実施委託単価は、主務大臣の認可事項であるため、理事会での決議事項と

なっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、特定事業者に送付する次年度の再商品化申込書類には暫定ではあるが同単価を記載（提示）する必要があることから、12月上旬の理事会の開催に先立って同単価を決定し、公表する権限を例年どおり総務企画委員会に委任してほしい旨の説明を事務局から行った後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

< 報告事項 >

公益法人制度改革への対応スケジュールの一部変更について

事務局から、諸般の事情により、公益認定申請の時期を、かねて予定していた9月から10月下旬に変更した旨を、資料に基づき報告した。

公益財団法人移行時の「最初の評議員」の選定結果について

事務局から、去る5月25日に開催した「最初の評議員選定委員会」（国の認可により設置した第三者委員会）において、公益財団法人移行時の最初の評議員の予定者が決定したことを報告するとともに、公益認定申請迄の間に、評議員予定者に変更があった場合の取扱いについては委員長一任となる旨の報告を行った。

再商品化事業の最近の動向について

石井専務理事から資料に基づき「平成21年度再商品化に関する費用の単価」等について報告した。

（2）平成21年度第1回臨時理事会

日 時：平成21年10月22日（木）15時～15時30分

場 所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：44名（委任状出席を含む）

議 事：

< 審議事項 >

公益認定申請に係る「定款変更」（案）について

議長の指示により、事務局から「定款変更（案）の附則を除く部分の内容」及び「公益財団法人における最初の評議員」の2点については、本年6月に開催した平成21年度第1回理事会において説明申しあげ、承認をいただいていることを説明し、本日は、公益財団法人移行後の最初の理事・監事・会計監査人について、承認をいただきたい旨の説明を行った。

理事長については、これまで日本商工会議所の会頭または副会頭に就任していただいていたが、公益財団法人への移行を機に、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）のリサイクル推進協議会（または促進協議会）の会長会社から1期ごとに4協議会の持ち回り（ガラスびん PETボトル プラスチック製容器 紙製容器の順）で選任することの合意が得られたことから、その合意内容に則って、公益財団法人移行後の最初の理事長には、日本山村硝子株式会社代表取締役社長の山村幸治氏に就任していただくことを説明した。

また、説明を資料に基づき行い、議長より次の3点について議場に諮ったところ、異議なく「定款変更」（案）は承認された。

- ・代表理事は、理事長、専務理事、常務理事の3名とする複数代表理事制を敷くため、現在、理事・事務局長の土橋和則氏を公益財団法人移行後には、常務理事に

就任させ、事務局長職も兼任させることとする。

・監事は、公認会計士1名、弁護士1名の2名体制とし、会計面、法律面の両面から十分な監査が行われる体制を敷くこととする。

・大規模法人となる当協会は、会計監査人を設置しなければならないため、現在、監査業務を依頼している有限責任監査法人トーマツに会計監査人を委嘱する。

「監事監査規程」の制定（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、監事及び会計監査人の役割や規程の制定理由・目的、運営等について説明した。

本件について、議長より議場に諮ったところ、異議なく承認された。

現行制度下における評議員の交代（案）について

<報告事項>

次回理事会の開催日程について

事務局から、次回理事会を、本年12月10日に開催する旨を報告した。

（3）平成21年度第2回臨時理事会

日 時：平成21年12月10日（木）14時～15時30分

場 所：東海大学校友会館「朝日・東海」（霞ヶ関ビル35階）

出席者：44名（委任状出席を含む）

議 事：

<審議事項>

「平成22年度再商品化実施委託単価」および「平成21年度拠出委託単価」の決定について（追認）

再商品化実施委託単価および拠出委託単価は、理事会での決議事項となっているが、本年6月の平成21年度第1回理事会において、本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいていることから、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

指定法人に係る平成22年度事業計画書（案）並びに同収支予算書（案）について
議長の指示により、事務局から資料に基づき、指定法人に係わる平成22年度事業計画書（案）について説明した。

続いて、平成22年度収支予算書（案）について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、一括して出席者に諮ったところ異議なく承認された。

公益認定申請書類の一部修正について

議長の指示により、事務局から10月末に行った公益認定申請以降に、公益認定委員会から指摘のあった事柄に対応するための修正および改正を要する事項について資料に基づき、次の項目を一括説明した。

・「定款変更（案）」の一部修正

・「役員区分に伴う報酬等基準」の一部改正（案）

・常勤理事報酬規程の一部改正（案）

・諸規程管理規則の一部改正（案）

現行制度下における評議員の交代（案）について

< 報告事項 >

ホームページ新規コンテンツについて

本年10月から当協会ホームページにオープンした新規コンテンツ「わたしのまちのリサイクル」について、資料に基づき事務局から報告した。

容り協会の平成21年度の業務執行状況について

石井専務理事より、次の項目について資料に基づき報告した。

- ・平成21年度再商品化の実績（4～10月累計）
- ・平成20年度分合理化拠出金の分配
- ・平成22年度再商品化事業者の登録審査

(4) 平成21年度第2回理事会

日 時：平成22年3月26日（金）16時～17時30分

場 所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：44名（委任状出席を含む）

議 事：

< 審議事項 >

平成21年度の収支見通しについて

議長の指示により、事務局から平成21年度収支見通しについて、収入・支出の各項目のうち主なものに関して説明を行った。

特に、収入の部の「再商品化受託料収入」の見込みが予算を上回った主な要因は、特定事業者からのプラスチック製容器包装の委託申込量が増加したことによること、また「再商品化委託収入（有償入札収入）」の見込額が予算と比べて大幅に減少した主な要因は、PETボトルの有償入札収入に関する予算作成時期が平成20年9月以降の世界的金融不安など、その後の経済情勢を反映できなかったためとの説明があった。

以上の説明をした後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

平成22年度事業計画（案）及び同収支予算書（案）について

議長の指示により、事務局から、本件は財団法人としての平成22年度事業計画書（案）同収支予算書（案）をお諮りするものであるが、昨年12月に開催の平成21年度第2回臨時理事会において、既に承認いただいている指定法人としての平成22年度事業計画書（案）同収支予算書（案）と同じものである旨説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

公益認定申請に係る「常勤理事報酬規程」の一部改正及び「役員退職手当支給規程」の一部改正について【追認】

議長の指示により、事務局から「常勤理事報酬規程」及び「役員退職手当支給規程」については、公益認定申請手続きを進める過程で、公益認定等委員会からの指摘を受けて改正を検討した後、2月5日付理事長決裁で改正した旨を資料に基づいて説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認された。

「役員報酬の改定等（案）」及び「役員退職手当の見直し（案）」について

議長の指示により、石井専務理事から、「役員報酬の改定等（案）」及び「役員退職手当の見直し（案）」について、本年4月1日より施行したい旨資料に基づいて説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

改正労働基準法の施行に伴う「就業規則」の一部改正（案）について
議長の指示により、事務局から本年4月1日付で「改正労働基準法」が施行されることに伴い、時間単位年休制度の創設に係る就業規則の一部改正案について、資料に基づいて説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

<報告事項>

平成21年度リスク管理対応について
事務局より、下記の項目について資料に基づき報告した。

- ・リスク管理実施状況
- ・不正事件対応・通報窓口対応
- ・容り協会のリスク分析（中間まとめ）

平成22年度容り協会の重点課題について

石井専務理事より、下記の項目について資料に基づき報告した。

- ・再商品化の適正な実施とマネジメント（新規取組みの確実な実施）
- ・容り制度の普及啓発
- ・公益法人としてのガバナンス、内部統制
- ・主体間の連携に資する活動と情報提供
- ・次期容り法見直しに向けた課題と整理

その他

報告事項が全て終了した後、事務局より、本年3月24日開催の第4回評議員会において吉川議長から「“容り制度の普及啓発”について予算の枠にとらわれず積極的に行ってはどうか」との提案があり、全会一致で承認されたため、評議員会からの意見として理事会に提案することとなった旨説明を行った。あわせて具体案は事務局で作成し、6月の理事会で議論していただいた後、理事会案として6月の評議員会に諮るよう進めていくことで異議なく了承された。

2. 評議員会

(1) 平成21年度第1回評議員会

日 時：平成21年6月22日（月）15時～16時

場 所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：49名（委任状出席を含む）

議 事：

<審議事項>

理事の交代について

議長の指示により、事務局から任期途中での理事の交代について資料に基づき説明した後、出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

<報告事項>

理事長及び副理事長の選任結果について

佐々木理事長が一身上の都合により、6月19日に辞任したことに伴い、同日開催した平成21年度第1回理事会において、新理事長に、副理事長の山本和夫氏が就任し、同氏の理事長就任により、空席となった副理事長については、石井専務理事が兼務することになった旨を、事務局から報告した。

平成20年度事業報告書について

平成20年度収支計算書及び財務諸表について

議長から、 と は関連があるため、一括して報告したい旨の説明があった後、事務局より、6月19日に開催した平成21年度第1回理事会で承認された平成20年度事業報告書及び同収支計算書、同財務諸表について、資料に基づき報告した。

「公益法人制度改革」関連事項について

イ) 公益財団法人移行時の「最初の評議員」の選定結果について

ロ) 公益法人制度改革への対応スケジュールの一部変更について

ハ) 定款変更(原案)について

ニ) 公益財団法人移行後の賛助会員制度の廃止について

ホ) 定款変更に伴う「評議員会運営規程」及び「理事会運営規程」の制定について

議長の指示により、イ)~ホ)はいずれも関連があるため、事務局より資料に基づき一括して報告した。

総務企画委員会への委任事項について

再商品化実施委託単価については、主務大臣の認可事項であるため、理事会での決議事項となっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、特定事業者に送付する次年度の再商品化申込書類には暫定ではあるが同単価を記載(提示)する必要があることから、12月上旬の理事会の開催に先立って同単価を決定し、公表する権限を例年どおり総務企画委員会に委任してほしい旨を、6月19日に開催した平成21年度第1回理事会で説明し、承認をいただいたことを事務局から報告した。

再商品化事業の最近の動向について

石井専務理事から資料に基づき「平成21年度再商品化に関する費用の単価」等について報告した。

(2) 平成21年度第2回評議員会

日 時：平成21年10月19日(月)15時~15時30分

場 所：東京會館11階「シルバールーム」

出席者：47名(委任状出席を含む)

議 事：

<説 明>

当協会における公益法人制度改革への対応について

議長の指示により、審議に先立ち事務局(石井専務理事)から配布資料に基づき、これまで評議員会において説明してきた公益財団法人への移行に係わる承認事項等の再確認を行った。

<審議事項>

公益認定申請に係る「定款変更」(案)について

議長の指示により、事務局から「定款変更(案)の附則を除く部分の内容」及び「公益財団法人における最初の評議員」の2点については、本年6月に開催した平成21年度第1回理事会において説明申しあげ、承認をいただいていることを説明し、本日は、公益財団法人移行後の最初の理事・監事・会計監査人について、承認をいただきたい旨の説明を行った。

理事長については、これまで日本商工会議所の会頭または副会頭に就任していただいていたが、公益財団法人への移行を機に、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）のリサイクル推進協議会（または促進協議会）の会長会社から1期ごとに4協議会の持ち回り（ガラスびん PETボトル プラスチック製容器 紙製容器の順）で選任することの合意が得られたことから、その合意内容に則って、公益財団法人移行後の最初の理事長には、日本山村硝子株式会社代表取締役社長の山村幸治氏に就任していただくことを説明した。

また、資料に基づき次の項目について説明を行い、理事長の選任方法と併せてこれらを承認いただければ、本件を10月22日（木）開催の平成21年度第1回臨時理事会に上程し、最終的な承認を得た後、10月中に公益認定申請手続きを行うことを説明した。

- ・代表理事は、理事長、専務理事、常務理事の3名とする複数代表理事制を敷くため、現在、理事・事務局長の土橋和則氏を公益財団法人移行後には、常務理事に就任させ、事務局長職も兼任させることとする。
- ・監事は、公認会計士1名、弁護士1名の2名体制とし、会計面、法律面の両面から十分な監査が行われる体制を敷くこととする。
- ・大規模法人となる当協会は、会計監査人を設置しなければならないため、現在、監査業務を依頼している有限責任監査法人トーマツに会計監査人を委嘱する。

本件について、議長より議場に諮ったところ、異議なく「定款変更（案）」は承認された。

「監事監査規程」の制定（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、監事及び会計監査人の役割や規程の制定理由・目的、運営等について説明した。

本件について、議長より議場に諮ったところ、異議なく承認された。

現行制度下における理事の交代（案）について

議長の指示により、事務局から任期途中での理事の交代について資料に基づき説明した後、出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

< 報告事項 >

次回評議員会の開催日程について

事務局から、次回評議員会は、12月7日に開催する旨を報告した。

（3）平成21年度第3回評議員会

日時：平成21年12月7日（月）10時～11時30分

場所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：50名（委任状出席を含む）

議事：

< 審議事項 >

「平成22年度再商品化実施委託単価」および「平成21年度抛出委託単価」の決定について（追認）

再商品化実施委託単価および抛出委託単価は、理事会での決議事項となっているが、本年6月の平成21年度第1回理事会において、本年10月に開催の総務企画委員会

に委任して決定することの承認をいただいていることから、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認された。

指定法人に係る平成22年度事業計画書(案)並びに同収支予算書(案)について議長から、事業計画と収支予算の両案を一括して説明するようにとの指示により、事務局から資料に基づき、指定法人に係わる平成22年度事業計画書(案)について、説明した。

続いて、平成22年度収支予算書(案)について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、一括して出席者に諮ったところ異議なく承認された。

公益認定申請書類の一部修正について

議長の指示により、事務局から10月末に行った公益認定申請以降に、公益認定委員会から指摘のあった事柄に対応するための修正および改正を要する事項について資料に基づき、次の項目を一括説明した。

- ・「定款変更(案)」の一部修正
- ・「役員区分に伴う報酬等基準」の一部改正(案)
- ・常勤理事報酬規程の一部改正(案)
- ・諸規程管理規則の一部改正(案)

<報告事項>

ホームページ新規コンテンツについて

本年10月から当協会ホームページにオープンした新規コンテンツ「わたしのまぢのリサイクル」について、資料に基づき事務局から報告した。

容り協会の平成21年度の業務執行状況について

石井専務理事より、次の項目について資料に基づき報告した。

- ・平成21年度再商品化の実績(4~10月累計)
- ・平成20年度分合理化拠出金の分配
- ・平成22年度再商品化事業者の登録審査

(4)平成21年度第4回評議員会

日時：平成22年3月24日(水)14時~15時30分

場所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：50名(委任状出席を含む)

議事：

<審議事項>

平成21年度の収支見通しについて

議長の指示により、事務局から平成21年度収支見通しについて、収入・支出の各項目のうち主なものに関して説明を行った。

特に、収入の部の「再商品化受託料収入」の見込みが予算を上回った主な要因は、特定事業者からのプラスチック製容器包装の委託申込量が増加したことによること、また「再商品化委託収入(有償入札収入)」の見込額が予算と比べて大幅に減少した主な要因は、PETボトルの有償入札収入に関する予算作成時期が平成20年9月以降の世界的金融不安など、その後の経済情勢を反映できなかったためとの説明があった。

以上の説明をした後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。
平成22年度事業計画（案）及び同収支予算書（案）について

議長の指示により、事務局から、本件は財団法人としての平成22年度事業計画書（案）同収支予算書（案）をお諮りするものであるが、昨年12月に開催の平成21年度第2回臨時理事会において、既に承認いただいている指定法人としての平成22年度事業計画書（案）同収支予算書（案）と同じものである旨説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

公益認定申請に係る「常勤理事報酬規程」の一部改正及び「役員退職手当支給規程」の一部改正について【追認】

議長の指示により、事務局から「常勤理事報酬規程」及び「役員退職手当支給規程」については、公益認定申請手続きを進める過程で、公益認定等委員会からの指摘を受けて改正を検討した後、2月5日付で理事長決裁で改正した旨を資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認された。

「役員報酬の改定等（案）」及び「役員退職手当の見直し（案）」について

議長の指示により、石井専務理事から、「役員報酬の改定等（案）」及び「役員退職手当の見直し（案）」について、本年4月1日より施行したい旨資料に基づいて説明したところ、“常勤理事の年俸引き下げ”については、「今後より複雑化するリサイクル業務を遂行する中で、人材確保の観点から、年俸を引き下げるのはいかがなものか」といった意見が出された。これに対し、石井専務理事より、「今回の年俸引き下げは、現在の経済情勢下での民間の役員報酬の引き下げや、関係団体等の役員報酬の状況を考慮した結果、自主的に決めたものであり、公益認定のための必要条件ではないことを改めて説明した上で、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

改正労働基準法の施行に伴う「就業規則」の一部改正（案）について

議長の指示により、事務局から本年4月1日付で「改正労働基準法」が施行されることに伴い、時間単位年休制度の創設に係る就業規則の一部改正案について、資料に基づいて説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

< 報告事項 >

平成21年度リスク管理対応について

事務局より、次の項目について資料に基づき報告した。

- ・リスク管理実施状況
- ・不正事件対応・通報窓口対応
- ・容り協会のリスク分析（中間まとめ）

平成22年度容り協会の重点課題について

石井専務理事より、下記の項目について資料に基づき報告した。

- ・再商品化の適正な実施とマネジメント（新規取組みの確実な実施）
- ・容り制度の普及啓発
- ・公益法人としてのガバナンス、内部統制
- ・主体間の連携に資する活動と情報提供
- ・次期容り法見直しに向けた課題と整理

その他

報告事項が全て終了した後、議長より「石井専務理事から説明のあった22年度の重点課題の1つである“容り制度の普及啓発”については、予算の枠にとらわれず更

に積極的に行ってはどうか」との提案があり、出席者に諮ったところ“普及啓発活動の一層の強化”について3月26日開催の第2回理事会に提案することになった。これを受け、具体案は事務局で作成し、6月の理事会で議論していただいた後、理事会案として6月の評議員会に諮るよう進めていくことで異議なく了承された。

3. 監事会

(1) 平成21年度第1回監事会

日 時：平成21年6月3日(水) 16時30分～18時

場 所：大会議室

出席者：9名(監事2名、協会等関係者7名)

議 事：

平成20年度の事業活動報告及び平成21年度の事業活動計画

平成20年度協会内部監査報告

平成20年度危機管理委員会活動報告

平成20年度の会計監査報告及び平成21年度会計監査計画

その他監事からの要請事項等について

(2) 平成21年度第2回監事会

日 時：平成21年12月3日(木) 16時30分～18時

場 所：大会議室

出席者：7名(監事2名、協会等関係者5名)

議 事：

平成21年度重点課題の実施状況について

リスク管理体制と実施状況について

平成22年度の事業計画案及び予算案について

平成22年度監事会の運営について

その他

4. 委員会

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 21年6月18日(木) 10時～12時30分	大会議室・11名	平成20年度事業報告書(案)について 平成20年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について 役員人事について 定款変更(原案)について 公益財団法人移行後の賛助会員制度の廃止について 総務企画委員会への委任事項について その他 <報告事項> 平成21年度第1回理事会・評議員会の開催について 公益財団法人移行時の「最初の評議員候補者」の選定結果について 公益認定申請に向けた当面のスケジュールについて 平成20年度再商品化実績(総括)等について 平成21年度に予定する広報活動等について その他
第2回 21年10月8日(木) 11時～12時30分	大会議室・11名	公益認定申請に係る「定款変更(案)」について ・ 定款変更案の付則に記載する「最初の理事・監事・会計監査人候補者(案)」について ・ 定款変更(案)について 「監事監査規程」の制定(案)について その他 <報告事項> 公益認定申請に係る「第2回評議員会(10/19)及び第1回臨時理事会(10/22)」の開催について
第3回 21年10月26日(月) 11時～12時30分	大会議室・11名	平成22年度再商品化実施委託単価(案)及び平成21年度拠出委託単価(案)について 平成22年度事業計画書(案)について 平成22年度収支予算書(案)について <報告事項> ホームページ新規コンテンツについて 「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの?～」の紹介 その他(第3回評議員会及び第2回臨時理事会の開催についてなど)

<p>第4回 22年3月15日(月) 12時30分～15時</p>	<p>大会議室・11名</p>	<p>平成21年度の収支見込みについて 平成22年度事業計画書（案）並びに同収支予算書（案）について 公益認定申請に係る「常勤理事報酬規定」の一部改正及び「役員退職手当支給規程」の一部改正について【追認】 「役員報酬の改定等（案）」及び「役員退職手当の見直し（案）」について 改正労働基準法の施行に伴う「就業規則」の一部改正（案）について その他 <報告事項> 平成21年度再商品化実績見込みについて（総括） 平成22年度の落札結果について 平成21年度リスク管理対応について 公益認定申請の経過報告について 平成22年度の容り協会の重点課題について 平成22年4月以降の会議予定等について その他</p>
---	-----------------	---

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
<p>第1回 21年6月12日(金) 10時～12時30分</p>	<p>大会議室・15名</p>	<p>ガラスびん事業部の平成20年度業務報告について 平成20年度事業報告書（案）について 平成20年度収支計算書（案）および財務諸表（案）について 公益法人制度改革への当面の対応スケジュールについて その他</p>
<p>第2回 21年10月20日(火) 12時30分～15時</p>	<p>大会議室・15名</p>	<p>平成22年度再商品化実施委託単価（案）について 平成21年度抛出委託単価（案）について 平成22年度事業計画書（案）について 平成22年度収支予算書（案）について 平成21年度ガラスびん事業部上期活動報告 その他（公益認定申請等についてなど）</p>

第3回 21年3月12日(金) 12時30分～15時	大会議室・18名	平成21年度ガラスびん再商品化実績見込みについて 平成22年度ガラスびん再商品化業務入札選定結果について 平成22年度ガラスびん事業部活動計画(案)について 平成21年度の収支見込みについて 平成22年度事業計画書(案)ならびに収支予算書(案)について 公益認定申請の経過報告について
----------------------------------	----------	---

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 21年6月17日(水) 10時～12時30分	大会議室・17名	PETボトル事業部平成20年度業務報告について 平成20年度事業報告(案)について 平成20年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について PETボトル事業部平成21年度業務中間報告について 公益法人制度改革への当面の対応スケジュールについて その他
第2回 21年10月23日(金) 10時～12時30分	大会議室・15名	平成22年度PETボトル再商品化実施委託単価(案)について 平成21年度PETボトル拠出委託単価(案)について 平成22年度事業計画書(案)について 平成22年度収支予算書(案)について 平成21年度PETボトル事業部上期活動 その他
第3回 22年3月12日(金) 10時～12時30分	大会議室・17名	平成21年度PETボトル再商品化実績見込みについて 平成22年度PETボトル再商品化業務入札選定結果について 平成22年度PETボトル事業部活動計画(案)について 平成21年度の収支見込み(案)について 平成22年度事業計画書(案)ならびに収支予算書(案)について 公益認定申請の経過報告について その他

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 21年6月16日(火) 10時～12時30分	大会議室・16名	紙容器事業部の平成20年度業務報告について 平成20年度事業報告書(案)について 平成20年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について 公益法人制度改革への当面の対応スケジュールについて その他
第2回 21年10月21日(水) 10時～12時30分	大会議室・12名	平成22年度再商品化実施委託単価(案)について 平成21年度拋出委託単価(案)について 平成22年度事業計画書(案)について 平成22年度収支予算書(案)について 平成21年度紙容器事業部上期活動報告 公益認定申請等について その他
第3回 22年3月10日(水) 10時～12時30分	大会議室・16名	平成21年度紙製容器包装再商品化実績見込みについて 平成22年度紙製容器包装再商品化事業者の入札選定結果について 平成21年度紙製容器包装引き取り品の品質調査結果について 紙容器事業部・平成22年度活動計画(案)について 平成21年度の収支見込みについて 平成22年度事業計画書(案)ならびに平成22年度収支予算書(案)について 公益認定申請の経過報告について その他

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 21年6月17日(水) 12時30分～15時	大会議室・16名	平成20年度プラスチック製容器包装再商品化実績報告 平成20年度事業報告書(案) 平成20年度収支計算書(案)および平成20年度財務諸表(案) 公益法人制度改革への当面の対応スケジュール その他

第2回 21年10月21日(水) 12時30分～15時	大会議室・19名	平成22年度再商品化実施委託単価(案)について 平成21年度抛出委託単価(案)について 平成22年度事業計画書(案)について 平成22年度収支予算書(案)について 平成21年度プラスチック容器事業部上期活動報告 公益認定申請等について その他
第3回 22年3月10日(水) 12時30分～15時	大会議室・19名	平成21年度プラスチック製容器包装再商品化実績見込み 平成22年度プラスチック製容器包装入札選定結果 平成22年度プラスチック容器事業部活動計画(案) 平成21年度収支見込み 平成22年度事業計画書(案)ならびに収支予算書(案) 公益認定申請の経過報告 再商品化の効率化に向けたソーティングセンター等の検討結果 その他

(6) その他

会議名	日時	場所・出席者数
危機管理委員会	22年3月15日(月) 11:00～11:30	大会議室・10名
広報懇談会(第1回)	21年9月9日(水) 15:30～17:30	大会議室・10名
広報懇談会(第2回)	22年3月25日(木) 10:30～13:00	大会議室・9名

委員会の構成

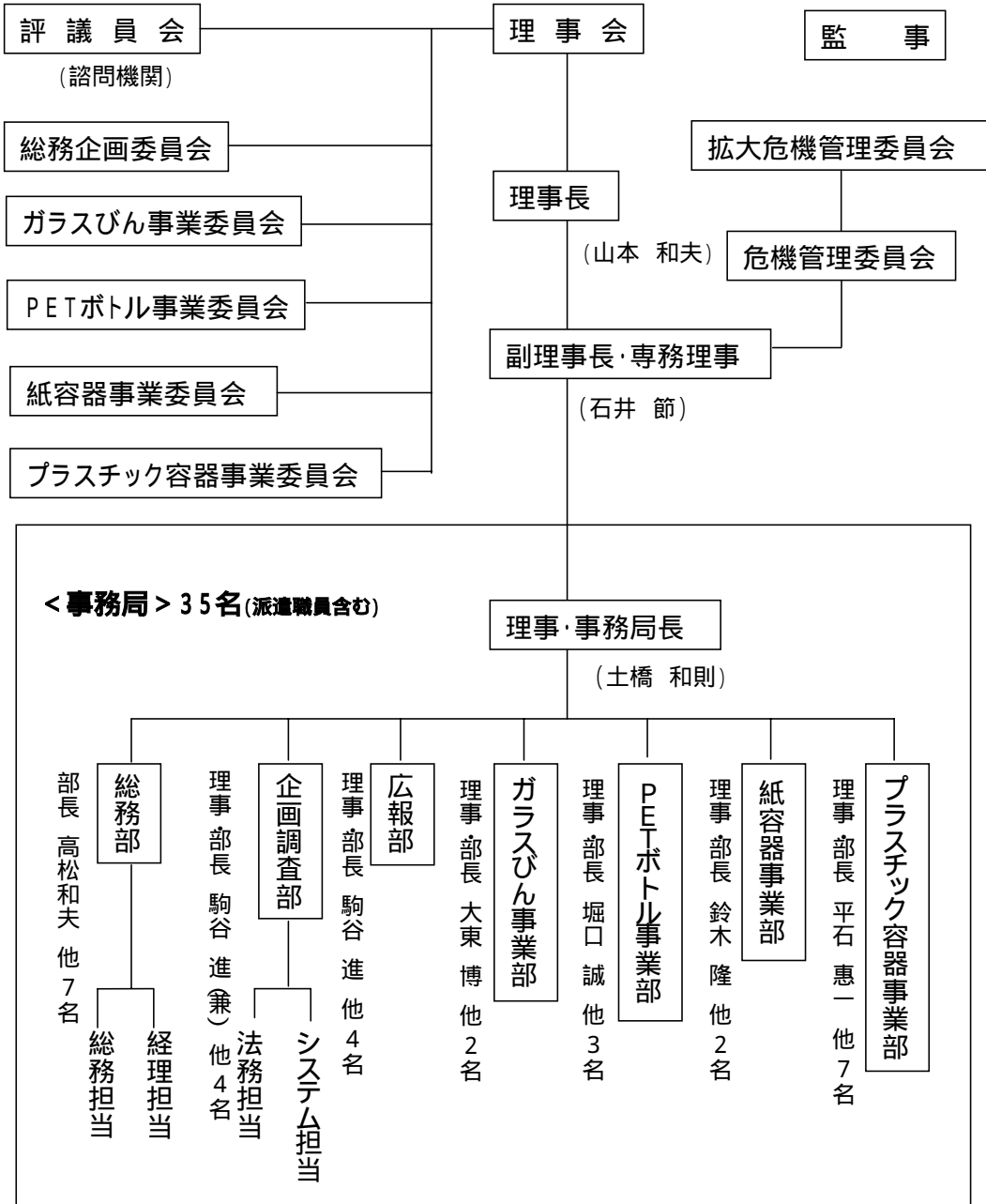
委員会設置規則に基づき、下記のとおり各委員会を構成し、委員会毎に前記の会議開催状況に記載のとおり、それぞれの委員会活動を行った。

- 1．総務企画委員会
- 2．ガラスびん事業委員会
- 3．PETボトル事業委員会
- 4．紙容器事業委員会
- 5．プラスチック容器事業委員会

(注)各委員会委員の氏名は、後述の項目(組織「3．委員会委員の氏名等」)に記載。

組織 (平成22年3月31日現在)

1. 組織図



(注) 広報部と企画調査部3名が両部を兼務

2. 役員（理事・監事）評議員の氏名等

(1) 役員（理事・監事）

(敬称略・順不同)

役職	氏名	団体名等	役職
理事長	山本 和夫	東京大学環境安全研究センター	教授
副理事長 兼専務理事	石井 節	財団法人日本容器包装リサイクル協会	副理事長兼専務理事
理事	相場 康則	日本洋酒酒造組合	理事長
理事	青木 美郎	社団法人日本乳業協会	専務理事
理事	天野 正義	社団法人日本貿易会	専務理事
理事	飯島 延浩	社団法人日本パン工業会	会長
理事	市川 隆治	全国中小企業団体中央会	専務理事
理事	浦野 光人	社団法人日本冷凍食品協会	会長
理事	大宮 久	日本蒸留酒酒造組合	理事長
理事	尾崎 元規	日本石鹼洗剤工業会	会長
理事	金子 収	日本醤油協会	専務理事
理事	亀井 淳	日本チェーンストア協会	会長
理事	北村 卓三	日本うま味調味料協会	会長
理事	木村 知行	社団法人日本フランチャイズチェーン協会	専務理事
理事	久保 忠夫	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	理事長
理事	栗原 正雄	財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	神村 義則	社団法人日本植物油協会	専務理事
理事	古平 昭信	社団法人全国清涼飲料工業会	会長
理事	小林 保清	日本化粧品工業連合会	会長
理事	西藤 久三	財団法人食品産業センター	理事長
理事	下村 節宏	財団法人家電製品協会	理事長
理事	鈴木 弘治	日本百貨店協会	会長
理事	鈴木 豊	全国マコネーズ・ドレッシング類協会	会長
理事	竹中 登一	日本製薬団体連合会	会長
理事	湛 久徳	社団法人電子情報技術産業協会	理事
理事	辰馬 章夫	日本酒造組合中央会	会長
理事	田沼 千秋	社団法人日本フードサービス協会	会長
理事	永野 博信	社団法人日本即席食品工業協会	理事長
理事	中村 利雄	日本商工会議所	専務理事
理事	林 伸行	PETボトル協議会	会長
理事	藤重 貞慶	日本歯磨工業会	会長
理事	松沢 幸一	ビール酒造組合	会長代表理事
理事	宮下 弘	全国農業協同組合連合会	代表理事理事長
理事	森永 剛太	全日本菓子協会	会長
理事	山口 政廣	社団法人日本印刷産業連合会	会長

理事	山下 俊史	日本生活協同組合連合会	会長
理事	山村 幸治	日本ガラスびん協会	会長
理事	米倉 弘昌	日本プラスチック工業連盟	会長
理事	土橋 和則	財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長
理事	駒谷 進	財団法人日本容器包装リサイクル協会	画調査部長・広報部長
理事	大東 博	財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長
理事	堀口 誠	財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
理事	鈴木 隆	財団法人日本容器包装リサイクル協会	紙容器事業部長
理事	平石 恵一	財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
監事	片山 英木	公認会計士	
監事	北山 禎介	株式会社三井住友銀行	会長

理事44名、監事2名

(2) 評議員

(敬称略・順不同)

氏 名	団 体 名 等	役 職
秋本 幸男	全日本漬物協同組合連合会	会長
小豆澤 幸照	日本百貨店協会	常務理事
阿部 裕司	社団法人日本たばこ協会	専務理事
石川 雅紀	神戸大学大学院	経済学研究科教授
市本 徹雄	ビール酒造組合	専務理事
岩井 恒彦	日本化粧品工業連合会	容器包装に関する委員会委員長
岩崎 博之	全国商店街振興組合連合会	専務理事
太田 譲二	日本酒造組合中央会	副会長
大田 哲哉	日本商工会議所	環境・エネルギー委員会委員長
大西 健一	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	副会長
大森 敏弘	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
岡田 元也	日本チェーンストア協会	環境委員会委員長
岡部 義裕	東京商工会議所	常務理事
小野田 卓士	社団法人日本惣菜協会	常務理事
片山 裕司	社団法人日本フランチャイズチェーン協会	環境委員会委員長
上河 潔	日本製紙連合会	常務理事
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
北島 義俊	社団法人日本印刷産業連合会	常任理事
木村 政之	日本製薬団体連合会	理事長
軍司 輝雄	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
鯉淵 健二	製粉協会	理事・事務局長
近藤 方人	PETボトル協議会	理事
櫻井 邦彦	日本マーガリン工業会	会長
佐々木 五郎	社団法人全国都市清掃会議	専務理事
佐藤 孝二	全日本カレー工業協同組合	専務理事

塩本 昇	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
関川 和孝	社団法人日本フードサービス協会	常務理事
土谷 三之助	社団法人日本果汁協会	専務理事
堤 俊彦	日本ガラスびん協会	副会長
寺田 範雄	全国商工会連合会	専務理事
内藤 裕子	東京都地域消費者団体連絡会	参与
長井 幸夫	日本蒸留酒酒造組合	理事
中田 三郎	社団法人日本化学工業協会	常務理事
中谷 吉隆	日本石鹼洗剤工業会	理事・環境委員会委員長
長町 雅美	全国食酢協会中央会	専務理事
中山 嘉昭	全国水産加工業協同組合連合会	代表理事会長
西野 豊秀	社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
西山 康夫	日本スープ協会	専務理事
沼尻 光治	社団法人日本缶詰協会	常務理事
濱田 和生	日本歯磨工業会	副会長
樋浦 憲次	社団法人日本べんとう振興協会	専務理事
兵頭 美代子	主婦連合会	参与
藤森 明彦	日本プラスチック工業連盟	常任理事
前田 仁	社団法人全国清涼飲料工業会	副会長
三宅 均	財団法人食品流通構造改善促進機構	専務理事
宮下 裕	全国市長会	廃棄物処理対策特別委員会委員長
矢部 正行	全国菓子工業組合連合会	専務理事
山内 明子	日本生活協同組合連合会	組織推進本部長
山下 弘	日本洋酒酒造組合	理事
吉川 廣和	社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長
寄本 勝美	早稲田大学	政治経済学術院教授

評議員: 51名

3. 委員会委員の氏名等

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	河合 義雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	副会長
委員	小嶋 幸次	サントリーホールディングス株式会社	常務執行役員品質戦略部長、 環境担当
委員	三幣 利夫	社団法人日本貿易会	常務理事
委員	関口 史彦	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	野田 修	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	林 伸行	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	山村 幸治	ガラスびんリサイクル促進協議会	会長
委員	土橋 和則	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・事務局長

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

(敬称略・ 順不同)	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	山村 幸治	ガラスびんリサイクル促進協議会	会長(日本山村硝子株式会社 代表取締役社長)
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略本部エコ戦略部部長
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	梶原 隆雄	コカ・コーラビジネスサービス株式会社	調達部・統括部長
委員	北山 正男	日本山村硝子株式会社	ガラスびんカンパニー業務物 流部副部長
委員	木野 正則	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事・事務局長
委員	小島 淳	株式会社ミツカングループ本社	執行役員品質環境室長
委員	小林 高博	キリンビール株式会社	CSR推進部部長
委員	坂口 正之	日本化粧品工業連合会	常務理事

委員	櫻井 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	環境・システム部次長
委員	堤 健	日本耐酸壘工業株式会社	副社長
委員	中尾 雅幸	宝酒造株式会社	環境広報部環境課長
委員	丸橋 吉次	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	森重 勉	大塚製菓株式会社	総務部環境担当部長
委員	山中 昭廣	石塚硝子株式会社	代表取締役社長
委員	吉儀 尚浩	大正製菓株式会社	環境推進統括室長(兼)生産本部・環境部長
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	理事
委員	大東 博	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	林 伸行	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略本部エコ戦略部部長
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	梶原 隆雄	コカ・コーラビジネスサービス株式会社	調達部・統括部長
委員	加藤 洋三	三井化学株式会社	基礎化学品事業本部PTA・PET事業部部長
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	栗山 正	株式会社吉野工業所	環境室長
委員	佐野 正和	キリンビバレッジ株式会社	CSRコミュニケーション部CSR・品質担当専任担当部長
委員	戸邊 寛	キッコーマンビジネスサービス株式会社	購買部長
委員	中尾 雅幸	酒類PETボトルリサイクル連絡会	会長(宝酒造株式会社環境広報部環境課長)
委員	廣瀬 貴之	アサヒ飲料株式会社	環境室室長
委員	福澤 直俊	北海製罐株式会社	業務部 安全・環境対策グループマネージャー
委員	藤野 邦夫	日本醤油協会	理事
委員	松野 建治	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長

委員	森重 勉	大塚製薬株式会社	総務部環境担当部長
委員	矢萩 正義	PETボトル協議会	事務局長
委員	堀口 誠	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	野田 修	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	石坂 喜一郎	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	石坂 隆	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	殖栗 正雄	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部課長
委員	大西 健一	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	副会長
委員	奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	木村 均	社団法人日本冷凍食品協会	専務理事
委員	斉藤 敏明	日本製紙連合会	パルプ・古紙部長
委員	崔 文雄	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	櫻井 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	佐藤 直一	日本チェーンストア協会	理事
委員	高橋 亜子	日本百貨店協会	政策統括マネージャー
委員	高松 久夫	社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	福井 周二	財団法人食品産業センター	環境・システム部参事
委員	吉儀 尚浩	日本製薬団体連合会	環境委員会副委員長
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	河合 義雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	副会長
委員	井田 久雄	社団法人プラスチック処理促進協会	専務理事
委員	小原 勉	社団法人日本植物油協会	事務局長

委員	勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	金澤 信夫	全国プラスチック食品容器工業組合	事務局長
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	栗山 正	株式会社吉野工業所	環境室長
委員	佐藤 直一	日本チェーンストア協会	理事
委員	篠原 龍浩	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	篠原 秀弘	味の素株式会社	環境・安全部長
委員	清水 靖弘	日本豆腐協会	事務局・事務局長
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	環境・システム部次長
委員	中村 恒美	全日本菓子協会	常務理事
委員	蓮尾 秀俊	社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	丸山 清	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	村上 信行	キューピー株式会社	社会・環境推進室部長
委員	柳田 康一	花王株式会社	環境・安全推進本部部長
委員	油井 喜春	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部部長
委員	平石 恵一	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・プラスチック容器事業部長

□ 賛助会員名簿（定款＜寄附行為＞第36条関係）

（五十音順）

株式会社IHI

エーザイ株式会社

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

花王株式会社

カゴメ株式会社

株式会社神戸製鋼所

JFEスチール株式会社

新日本製鐵株式会社

積水化学工業株式会社

日清食品株式会社

不二製油株式会社

三菱商事パッケージング株式会社

株式会社三菱総合研究所

ライオン株式会社

（以上 14社）

別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」

対象市町村総数、保管施設数

	年度	全 体		ガラスびん		PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
		契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績
対象市町村数	21年度	1,583	1,582	1,243	1,243	1,211	1,211	145	144	1,032	1,028
	20年度	1,582	1,580	1,227	1,224	1,138	1,137	148	148	1,019	1,017
保管施設数	21年度	1,662	1,659	889	888	886	883	105	102	816	812
	20年度	1,668	1,664	883	880	855	854	108	107	796	794

契約量、引取実績量、引取達成率

	年度	ガラスびん				PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装						4素材合計		
		無色	茶色	その他の色	計 + +			プラスチック							白色トレイ	計 +
								材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化	小計			
契約量(トン) A	21年度	108,086	124,710	116,257	349,053	203,501	28,386	384,598	14,000	38,110	165,090	77,225	679,023	996	680,020	1,260,959
	20年度	108,009	125,142	116,919	350,070	161,982	27,957	396,659	5,000	24,876	173,602	67,949	668,086	1,016	669,102	1,209,111
引取実績量(トン) B	21年度	102,510	118,878	112,075	333,462	188,783	25,554	343,259	13,107	35,744	160,632	63,615	616,357	794	617,151	1,164,951
	20年度	100,432	118,946	112,731	332,109	153,732	26,814	353,170	4,832	20,461	155,411	69,792	603,667	819	604,486	1,117,141
対前年引取実績比(B21年度/B20年度)		102.1%	99.9%	99.4%	100.4%	122.8%	95.3%	97.2%	271.3%	174.7%	103.4%	91.1%	102.1%	96.9%	102.1%	104.3%
引取達成率 B/A	21年度	94.8%	95.3%	96.4%	95.5%	92.8%	90.0%	89.3%	93.6%	93.8%	97.3%	82.4%	90.8%	79.7%	90.8%	92.4%
	20年度	93.0%	95.0%	96.4%	94.9%	94.9%	95.9%	89.0%	96.6%	82.3%	89.5%	102.7%	90.4%	80.6%	90.3%	92.4%

(注)PETボトルの20年度契約量・引取実績量には、期中追加分を含みます。また、量(数字)は、四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

再商品化製品利用状況

(1)ガラスびん

年度	ガラスびん製造用		その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブロック・ガラス繊維等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%
21年度(67社)	232,039	73.2	85,126	26.8	317,165	100.0
20年度(75社)	221,038	71.6	87,814	28.4	308,853	100.0

(2)PETボトル

年度	繊維 (ユニフォーム・カーペット等)		シート (卵パック、プリスターパック等)		ボトル (飲料ボトル等)		成形品 (文房具、収集ボックス等)		その他 (結束バンド、障子紙等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
21年度(のべ68社)	83,374	52.7	61,441	38.8	3,968	2.5	8,326	5.3	1,187	0.7	158,296	100.0
20年度(のべ65社)	67,685	55.7	46,810	38.5	3,278	2.7	2,965	2.4	761	0.6	121,500	100.0

(3)紙製容器包装

年度	製紙原料		製紙原料以外の材料 (家畜用敷料)		固形燃料		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
21年度(16社)	22,564	91.4	250	1.0	1,888	7.6	24,702	100.0
20年度(18社)	25,125	94.2	262	1.0	1,274	4.8	26,660	100.0

(4)プラスチック製容器包装

年度	プラスチック										白色トレイ		計 +			
	材料		油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計		トン	%		
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%				
21年度(149社)	170,899	43.4	6,729	1.7	25,751	6.5	145,035	36.8	44,583	11.3	392,997	99.8	743	0.2	393,740	100.0
20年度(172社)	171,586	45.8	2,730	0.7	15,605	4.2	137,209	36.7	46,682	12.5	373,812	99.8	778	0.2	374,590	100.0

別紙 2 「平成 2 2 年度再商品化に向けたスケジュール」(平成 2 1 年度事業)

年度	平成21年												平成22年								
月	4月	5月	6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月	2月	3月	4月	
国			6/12-15 (6/19)	6/18 (6/18)	7/15 (7/17)		8/28 (8/28)						11/12 (9/28)	11/13-12/13 (9/29-10/28)							
立給入給取																					
業者対策																					
指定法人業務			6/12-15 (6/19)	6/18 (6/18)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)	6/17 (6/16)
商工会議所・商工会																					
特定事業者関係																					
市町村関係																					
再商品化事業者関係																					
協会ホームページ																					

注) () 内は、前年度のスケジュール